

第2回世羅町議会定例会会議録

令和4年6月2日
第2日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和4年 第2回世羅町議会定例会 (第2号)

令和4年6月2日
午前9時00分開議
於：世羅町役場議場

第 1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 陸 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 石 ヶ 坪 洋 史	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子 育 て 支 援 課 長 山 名 智 並	健 康 保 険 課 長 官 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 山 口 徹
商 工 振 興 課 長 前 川 弘 樹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上 下 水 道 課 長 和 泉 秀 宣	せ ら に し 支 所 長 山 崎 誠
教 育 課 長 松 浦 ゆ う 子	学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一
社 会 教 育 課 長 荻 田 静 香	

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 追 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

令和4年第2回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日 令和4年6月2日】

順番	質問者	質問事項
1	7番 藤井照憲	1 コロナ第7波対策は 2 育児休業取得の働きかけは 3 基幹的農業の方策は
2	10番 久保正道	1 携帯電話通信環境の整備要望と推進の考えは 2 農業農村を守り地域を衰退させない対策を
3	5番 向谷伸二	1 環境問題への積極的支援は 2 広島広域都市圏ポイント「としポ」の活用は

開 会 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 昨日に続いて、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず最初に 「コロナの第7波対策は」 7番 藤井 照憲議員

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 皆さん、おはようございます。

議長の発言許可を得ましたので、通告に基づき、質問に入らせていただきます。

6月は、「和風月名」で言いますと「水無月」でございます。田に水を引くということで、「水の月」とも言われておるところでございます。水無月は梅雨前線の活発になる時期でもございます。「備えあれば憂いなし」でございます。皆さん注意をしていきましょう。

さて、注意しても、いつかかったのか、どこでかかったのかわからない、新型コロナウイルスの第7波の対策についてお伺いします。

オミクロン株による「第6波」では、最大36都道府県に広がった「まん延防止等重点措置」が3月21日に全面解除になっております。春休みや年度末で人の流れが一時的に増えたためとも考えられる本格的なリバウンドの兆候が見られるとされております。

ただ、この流行の「第6波」を引き起こしたのはオミクロン株より、感染力が強いとされる派生型の「BA・2」へと置き換わりが進んだと言われております。厚生労働省の専門家組織は、全年代で新規感染者が増加傾向にあり、特に10歳～20代で顕著とし、既に「第7波」が始まっているとの見解を示しております。

町の感染者数、4月12日時点のことですが、10代未満～20代で半

数以上、54%を占めております。高齢者は全体の83%が第3回目の接種を終え、全人口で言いますと50%の方が第3回目の接種を済ませておられます。しかし、一向に収束が見えず、油断は禁物でございます。

変異株が新たに生まれれば、その特性次第では、対策の見直しが必要となり、同じように「ウイズコロナ」への取り組みが求められることとなります。

イベント参加、外食、旅行、スポーツ観戦など、気を引き締めておかねばならないし、経済活動の回復と感染防止対策という相反する行動をマスクの着用や手の消毒など、徹底した予防対策で感染防止を続けることとなります。

そこで、コロナ対策は長期化するものとして、今後の対策を何点か、お伺いします。

まずはじめに、10代未満～20代で感染が拡大した理由をどのように捉え、対策を講じられているのかについてお伺いします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 7番 藤井照憲議員のコロナの第7波対策についての質問にお答えさせていただきます。

議員が冒頭申されましたように、世羅町においても第6波の影響をかなり受けたわけでございます。先程申されましたように「BA・2」という新たな派生型の感染ウイルスがまん延してまいりました。世羅町においてはお陰様で昨日、一昨日と感染者は0で抑えているところであり、町民の方々感染の対策をしっかりと講じていただいております。今後とも引き続き議員おっしゃられますように油断は禁物でございます。特に既往症、さまざまな病気をお持ちの方にとってもですね、重症化しやすい面もございます。そうならないようにしっかりと気を引き締めて行政でも頑張っていきたいと思っております。

コロナ感染が全年代に広がった理由についてのご質問にまずはお答えさせていただきます。

10歳未満から20代で感染が拡大した要因でございますけれども、まず、ワクチンの年齢別接種状況の差が考えられます。現在の接種対象者は5歳以上の小児からであり、5歳未満は対象となっておりません。また、若年層の接種

率が低いことも要因であると認識しているところでございます。5月22日時点での3回目接種率は、町全体で約61%、60歳以上の方は8割以上であることに對し、12歳～19歳の方については約20%、20代が約40%、また5歳～11歳の2回目の接種率については約15%であり、20代以下の接種率が低いという現状でございます。

町といたしましては、仕事を持つ若い方や児童生徒への対応といたしまして、金曜日夕方や土曜日の接種枠を設定するなど、接種を受けやすい環境の整備や、世羅町LINEを活用いたしました情報発信により接種勧奨を行うなど、接種率の向上に取り組んでいるところでございます。

また、保育所、学校現場におかれましては、感染者が確認された場合には、保健所と連携のもと行動歴等の把握を行うとともに、PCR検査の実施や学級・学校閉鎖など、クラスター対策と、更なる感染拡大を招かない取り組みを行っているところでございます。

経済的にもかなり低迷していますけれども、議員おっしゃられますようにウイズコロナ、特に昨日からは、世界からの2万人の受け入れというようなものも始まってきております。さまざまにそういった人流等が進むとは思いますが、これまでどおり感染対策しっかり行ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少しただいまのご答弁の中からお伺いしたいと思います。全年代で、広がったという理由がございしますが、そのなかで20代の接種率が低いことが挙げられると、このようにご答弁いただきました。高齢者へのワクチン接種に比べ、20代への啓発、啓発行為は容易だと思わんですが、何が原因でこの接種が進まなかったのか、この点をお伺いしたいと思います。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。何が原因で若い方の接種が進まなかったのかとのことでございます。若い方は感染をしても重症化せず軽症で済むと考えられていること。また1、2回目ワクチン接種の副反応がきつ

かったということから3回目を控えられる場合や、またお子様の接種については、様子をみられている場合もあると聞いております。感染拡大防止のためには副反応というリスクと、ご自身や周りの方、特に高齢者、重症化が懸念される方などへの感染拡大を防ぐというメリットをご理解いただけるよう、ホームページやLINEなどを活用し、接種の勧奨や空き枠の紹介などの周知を今後も継続してまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 防災無線等でですね、このコロナ感染の予防、これらが言われているわけなんですけれど、要は接種を控えたりとか、様子見とか、こういったことが言われると言われましたけれど、要は若年層の方は50%がかかっているわけですから、そこら辺はしっかりこの無線放送でですね、しっかり伝える必要があるのではないか、このように思います。しっかり拡大防止の取り組みを進めてもらいたいと思います。

次に、今後のコロナ対策についてお伺いいたします。新型コロナウイルス感染拡大は、政府が実施した実態調査、この調査で孤独感が「ある」と答えた方が、4割近くに達し、世帯の年収が低い人ほど孤独を感じる傾向が見られるという結果がございます。

町も国の政策に呼応した、より細やかな対策に取り組まれておられますが、新型コロナウイルス感染拡大は、社会的なつながりが希薄になるなど、コロナ禍で孤独感はより顕著になったと思います。

孤独を感じる当事者の自助努力に委ねるのではなく、誰一人取り残さぬよう支援策の拡充が求められております。

今後の対策をどのように考えておられるのか、お伺いします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは2点目のご質問「今後のコロナ対策をどのように考えているのか」についてお答えいたします。

感染拡大を防ぐための感染予防の取り組みは、社会生活や経済活動に多大な影響を及ぼすとともに、人と人とのつながりが希薄になることで、孤独・孤立

を感じる人が増加傾向にあると言われております。議員おっしゃいますように、当事者の自助努力のみに委ねられるものではなく、社会全体でのさまざまな支援策が必要であると認識しております。

町といたしましては、経済活動への支援やワクチン接種の推進、感染防止対策の取組みにあわせ、子どもの心のケアや、高齢者など孤立感への支援策も重要であると考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） この「ウイルス」という目に見えない相手との戦いでございます。不安を払拭できるよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、子どもの心のケアについてお伺いします。

新型コロナウイルスの感染は長期化が予想されております。コロナ禍による学校現場の状況はどうなのでしょう。マスクの着用や給食の黙食など、子ども達の心にも大きな影響を与えているのではないのでしょうか。制限のある生活を強いられ、家で過ごす時間が長くなる中で、行き場のない悩みが増えていると言われております。

特に、マスクで表情がわからず、相手との意思疎通ができないのかもしれませんが。家でもマスクをつける指導がなされております。

孤立感を深める子どもと多忙な教職員、学校現場での児童生徒の精神的な状況はどうなのか、対策はどうなのか。お伺いいたします。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） それでは3点目の「孤立感を深める子どもと多忙な教職員、学校現場での児童生徒の精神的な状況はどうなのか、対策はどうなのか」、このことについてお答えをいたします。

議員の危惧されているとおり、制限のある生活の中で子ども達が自由闊達に活動できず、ストレスを抱え悩みが増えたり、マスク着用により本来ある豊かな表情が相互に伝わらず相手との意思疎通が取りにくくなったりしている状況は否めません。

各学校におきましては、文部科学省が示した衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に基づきまして、感染症対策を講じながらも、楽しさや達成感、他者とのつながりを感じられるよう、教育活動の工夫を行っております。一例といたしましては、中止となった修学旅行の代替えとして、この修学旅行は子ども達にとって最も楽しみのある、夢のある学校行事でございますが、この修学旅行の代替えとして、県内への日帰りの研修旅行を企画したり、学年の縦割りによる校内駅伝大会を実施したりするなど、コロナ禍におきましても子ども同士心のつながりを持たせるための取り組みを試行錯誤の中で実施しております。校長会等々におきましても、この点につきましては、指導、示唆を出してきたところでございます。

また、児童生徒への支援といたしましては、教育相談の充実や連絡ノートの活用により、関係機関や保護者連携を強化するなど悩みのある児童生徒の早期発見、児童生徒に寄り添う関係づくりを行っているところでございます。

その一方で、コロナ禍により教職員の多忙感が増している状況も否めません。管理職による超過勤務の状況把握や、スクールカウンセラーの活用などにより教職員の健康管理にも努めてまいっているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ただいまのご答弁のなかで、最後のご答弁ですけれど、スクールカウンセラーの活用などによりというご答弁がございました。

これは私、3月の定例会での質問で教職員の多忙を補助する「スクールカウンセラー」について、会計年度任用職員ではなく、正規の職員を配置してはどうかとこのようにお伺いしました。

令和の日本型教育を推進する上で、また、コロナ禍にあつて、児童生徒の心のケアなど、「スクールカウンセラー」の役割は非常に重要と思います。

また、授業の中では、G I G Aスクール構想の推進も同じように過重になっているものと思われます。再度、「スクールカウンセラー」の充実についてお伺いします。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それではご回答させていただきます。スクールカウンセラーの会計年度任用職員ではなく、本務者というところでご回答させていただければと思っておりますが、結論から先に申しあげますと、このスクールカウンセラーへの本務者への配置は現在は難しいと判断しております。

議員がおっしゃるとおり、このコロナ禍の中のみならずですね、スクールカウンセラーの業務は児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、また教職員等への研修、事件事務等の緊急対策における被害児童生徒の心のケアなどですね、ますますおっしゃるとおり多岐にわたっておると思っております。そういった観点から学校の教育相談体制に大きな役割を果たしていると私達も捉えています。しかしながら広島県教育委員会のほうでですね、定められたこのスクールカウンセラー設置要綱に基づきますと、スクールカウンセラーは地方公務員法第22条の2、第1項第1号に掲げる職員とするというふうに示されております。つまりいわゆるですね、勤務時間制の会計年度任用職員としての採用しか現段階ではございません。

またこのスクールカウンセラーとして任用できる対象者でございますが、公認の心理士、臨床心理士、精神科医など、児童生徒の臨床心理に関して、高度にですね、専門的な知識及び経験のある方のうち、広島県教育委員会が任命するということが示されています。以上のことから冒頭申し上げましたとおり現段階で本務者としての採用は難しいと判断しております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 公務員法でどうのこうのと言われますけれども、現場の実情というのを伝えてですね、規則は変えればいいんですから。しっかりとした対応を取っていただきたいと思っております。

では次に、高齢者などの孤独・孤立に対する支援についてお伺いします。

コロナ禍では、楽しみなサロンに通うのをためらったり、外出を遠慮するなど、地域内でのコミュニケーションが少なくなっています。コロナのせいにしても誰も助けてくれません。

高齢者などの生活弱者の感染症対策と外出支援など、共に生きる社会の実現をどのように進められるのか。お伺いします。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） それでは4点目の「高齢者などの孤独・孤立への対策は」のご質問についてお答えいたします。

本町において、高齢者への孤独・孤立対策や健康づくり対策として、居場所づくり事業やサロン活動、いきいき百歳体操に取り組まれている通いの場、閉じこもり教室等の事業があります。

議員ご指摘のとおり、コロナ禍において各種事業・行事への参加をためらう方がおられるかと思いますが、現在、国や県、町の方針に基づいて感染対策を講じながら事業を実施しております。第7波により活動自粛になった場合には、外出の機会が減ることによる体力低下等を予防するために、自宅でも取り組むことができる筋力トレーニングの動画をせらケーブルテレビで配信することなどを考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ご答弁の中から1点確認させていただきたいと思います。筋力トレーニング、これはサロンなどの活動を自粛した場合ですね、フレイル予防の一つとして運動不足を補う上で、良いお考えだとこのように思います。

しかしですね、この外に大事なのはフレイル予防にはですね、社会参加を進めると、ここが重要なポイントだと私は考えております。コロナ禍で失われたコミュニケーションの部分をどのように回復するように進められるのかお考えをお伺いします。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） コロナ禍での失われたコミュニケーション部分の回復をどのように進められるのかについてお答えいたします。

議員のご指摘のとおり外出の機会が減ることによりまして、先程述べましたように体力低下と共にコミュニケーションの部分の低下が考えられます。本町では社会福祉協議会の地域型支援センターや、サロン等の世話人さんが自主的に参加者の方の自宅訪問をしていただきながら、コミュニケーション部分の低

下解消に努めております。関係者の皆様のご協力をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次にですね、政府は、コロナウイルスワクチンの第4回目接種を高齢者や基礎疾患のある人を主な対象とする方針を示されておられます。町の対応状況はどうなのか、お伺いいたします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは「4回目接種の対応は」のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン4回目の接種につきましては、国において接種方針が決まり、町におきましても、接種に係る体制整備を進めているところでございます。

具体には、対象となる60歳以上の方への接種券の発送について6月中旬をめどに、接種については、7月1日から開始を予定しております。また、高齢者施設に入所されている方については、6月中旬より接種を開始する予定でございます。

18歳以上で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方への対応といたしましては、申請に基づき、接種券を随時発行することとしております。このことにつきましては、かかりつけ医となられる各医療機関で、患者さんに申請の勧奨をしていただくようお願いをしたところでございます。また、全世帯にチラシを配布するとともに、ホームページやLINEを活用し、周知を図ってまいります。

接種につきましては、現在ご協力いただいている町内の医療機関と連携し、4回目接種の円滑な実施に向け、引き続き取り組んでまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） すでに第7波が始まっているとの見解が示されております。最初の質問で、20代の接種率が低く感染拡大の要因になっていると、この

ようにありました。重症化しやすい高齢者などへの接種は国が方針を示しておりますが、第6波の感染拡大の経験を生かす上でも20代への接種、これが必要と思います。今後、若者への接種に対する考えをお伺いします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 今後の若い方への接種についてでございます。ワクチン接種の1、2回目は高い接種率であったものが、3回目になると若い方の接種率が低調となっております。このことは議員おっしゃいますように第6波において20代以下が半数を占めた要因のひとつと考えられております。

これから始まります4回目接種は重症化予防のために実施する方針が国から示されており、対象者が限定をされておりますが、感染拡大防止という観点からすれば、若い方の初回接種を含めた3回目接種の推進は引き続き重要であると考えております。まだ接種をされていない方が接種を検討いただけるようしっかり周知をするとともに、医療機関のご協力をいただきながら、接種しやすい環境を整え、若い方の接種率向上を図ってまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 「ウイルス」との戦いでございます。長期化が見込まれます。町民の健康を守る対策に、しっかりと取り組んでいただきたいと要望して、この質問を終わります。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは私よりお答えをさせていただきます。このコロナウイルスのまん延防止、そしてその予防については、皆様方にも大きくお力添えをいただいているところでもございます。

ご指摘いただきますように、第6波が収束の兆しをみせておるところ、そして第7波に今のうちから備えをとっていかなくてはならないとご指摘をいただいたところでございます。

世羅町におきましてもゴールデンウィーク以降、5月の19日にですね、1週間あたりの最大値を迎えておるところでもございます。要因が2週間程度で反

映をされてきているという状況も垣間見えるところでございます。現在落ち着いているときこそ、この緊張感を失わず皆様方にも協力をいただきますとともに、町としましても予防接種の勧奨、そしてわかりやすい広報等を行いながら、この後の第7波に充分備えをとってまいりたいと思いますし、皆様方にもご協力をいただきたいと思いますところでございます。油断せずに進めてまいりたいと存じます。

○議長（米重典子） 次に 「育児休業取得の働きかけは」 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） はい、議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問は、育児休業取得の働きかけについてお伺いします。

少子化の急速な進行は、労働力人口の減少、地域社会の活力低下など、社会経済に深刻な影響を与えております。

持続可能で安心できる社会を作るためには、就労、結婚・出産・子育て、或いは、就労と介護、この二者択一構造のどちらかを選ばなければならない仕組みを解消し、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスを実現することが必要不可欠と言われております。

一人ひとりが人生の各段階で、男女ともに多様な働き方の選択を可能とすることが活力の維持に繋がるものと考えております。子育てや介護など、家庭の状況から時間的な制約を抱えている時期に、仕事と家庭の両立支援を進めていくことが重要であります。

令和3年6月に育児・休業法が改正され、令和4年、今年の4月1日から段階的に施行されることになっています。

この改正では、子の出生直後の時期における、柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備、及び周知・意向確認の措置の義務化、育児休業の取得状況の公表、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和など、更に充実したものに改正されたところでございます。

仕事と家庭の両立しやすい職場づくりは、企業にとっても優秀な人材の確保・

育成・定着に繋がるなどのメリットがございます。このため、法の趣旨・内容の理解、及び使用者と労働者の話合いの実施で、職場における仕事と家庭の両立のための制度を周知しなければならないとされております。

そこで、関係者の責務として、事業主並びに地方公共団体は、法の基本理念に従って、労働者などの福祉の増進に努めることになっております。町の具体的な取り組みについてお伺いします。

はじめに、子どもを生き育て、家庭生活を豊かに過ごしたいと願う人々が多いにも関わらず、仕事と生活の調和が難しい状況がございます。出産・育児などによる労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに、仕事と育児などができるようにする法律の改正がされたものと認識しております。法律の目的と事業者などへの周知をどのように進めようとされているのか、お伺いします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 藤井議員の2問目、育児休業取得の働きかけについてのご質問にお答えをさせていただきます。まず（ア）にございます改正育児・介護休業法施行の目的及び周知についてのご質問でございます。

議員、示されましたように、本年、令和4年4月より育児・介護休業法の改正が順次行われます。今回の改正は男性の育児休業制度に大きな焦点が当てられており、令和4年10月にはパパ育休を促進する新制度や分割取得が始まり、雇用環境整備という企業義務強化のほか、令和5年4月からは育児休業取得状況の公表が義務付けられます。

今般の法改正を受けまして、広報せらへ掲載し周知を図ってきたところでございます。今後とも、あらゆる機会を通じて広報に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） この今のご答弁の中から仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスを実現することが必要不可欠と言われておりますなかで、法改正への理解と制度の周知が鍵を握っている、このように思います。

これまでもワーク・ライフ・バランスの充実が求められておりましたが、十分

とは言えません。町の責務として、具体的な周知をもう少し具体的にどのようにされるのか、お伺いいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 具体的な周知をどのようにのご質問にお答えをいたします。法の精神が浸透するように、広報せら、ホームページはもとより、また商工会様、各金融機関様と連携協力いたadenaなかで、そのお持ちのツールで発信していただくようお願いをしております。それとさまざまな形で企業様とお会いする機会がございます。そういった機会を通じて、この制度についてもお伝えをし、理解を深めてまいりたいというふうに考えてございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 事業主側には先程のような周知、しっかりと取り組んでもらいたいと思うんですが、一方では子育てする側の支援の中でご質問いたします。子育て支援の流れの中で相談、情報共有、連携、このような表現がされております。何か取り組みをお考えでしょうか、お伺いします。

デビューでございます。よろしく申し上げます。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） ただいまの議員ご質問のお答えをいたします。子育て支援課としましては、改正育児、介護休業法の施行によりまして、子育て支援の施策をこれまで以上、またこれまでと同じように続けてまいることによってワーク・ライフ・バランスの実現が図れますように、男女ともに仕事と育児を両立できますように取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次に、この法律を各事業者が遵守する上で、人口減少への対策になりうるのかについて、お伺いします。

この改正には、子育て環境が改善され、仕事と家庭の両立しやすい職場となり、人口減少対策に繋がるものと期待されておりますが、法の効果の発揮がされるためにはどのような課題があるのか、お考えをお伺いします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） （イ）人口減少への対策になりうるのかについてのご質問にお答えします。

育児休業では、マタハラやパタハラと言われる妊娠・出産や育児休業の取得を理由としたハラスメントが一部社会問題となっております。せっかくの制度があってもそれを歓迎する職場風土がなければ、取得者の増加は到底望めません。

経済界はもとより地域社会が一体となり、皆で子ども達を守り、育てるという機運を一層醸成するため、啓発活動に努めてまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 先程の答弁にマタハラ・パタハラと、このようなハラスメントが課題のようにお伺いしました。使用者と労働者に対する啓発、企業風土にかかるような感じもいたします。どのような対策をお考えでしょうか。どのように進められるのか、お伺いします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 使用者と労働者に対する啓発はについてお答えします。

社会や労働環境が劇的に変化する中におきましては、まだ国民の皆様の意識がついてないところがあるかと思えます。そういった意味でハラスメント防止につきましては、広報で継続的に周知啓発を図っているところでございます。商工観光課はですね、さまざまな団体と関わりがございます。その団体の会議、あるいは協議会や研修会といった場面でもですね、直近の動き、情報をお伝えし、理解を深めていきたい、そのように考えておるところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次に、男女の格差の是正についてお伺いします。

男性の育児休業は、令和2年度の資料でございますが、約13%、女性は82%で開きがあまりにも大き過ぎます。これまでも努力義務が課せられておりましたが、形式的な対応に留まっていたものと思われまます。

民間団体の調査では、男性新人社員の8割が育休を取りたいとしています。にもかかわらず、収入が下がるなどの理由で取得の難しさがあると言われております。

10月からは「産後パパ育休」も新設されます。より多くの取得を促し、育休の底上げにつなげることで、効果的な少子化対策になると思っておりますが、町の周知の考え方と方策をお伺いします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） （ウ）の男女の格差是正はについてのご質問にお答えします。

広報紙などでの周知を図り、法の趣旨を理解いただき職場環境の充実に向け取り組んでいただけるよう企業側に働きかけを行ってまいります。

また、町では、毎年、町内企業を訪問し現状や課題、方向性についてお聞きするとともに意見交換を行っておりますが、さまざまな機会を活用して、広報に努めるとともに意識の共有を図ってまいります。

今後とも引き続き関係機関と連携・共有し、より効果的な周知の方策について検討してまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 新型コロナウイルスの再流行、また個人消費が停滞した上に、物価の上昇が重くのしかかっております。景気の先行きが不透明になっております。事業者は、先行きのリスクから「育休休業」への取り組みが進むのかどうか、これも不透明な気がいたします。人口減少対策の切り札になるよう、一層の制度周知に取り組んでいただきたいと願い、この質問を終わります。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは7番 藤井議員からのご質問に私よりお答えをさせていただきます。

厚労省が提唱するひとつのまた新しい形を推し進めていくという形にもなっていますが、これは尊い子どもをですね、しっかりと育てていく、それを社会全体で支えていくということになってまいりと思います。

具体的に推し進めて、またご理解をいただくなかでは、趣旨はよくわかるけれども、具体的にどのような展開をすればということにですね、差し当たることもございます。事業主、また企業におかれましては就業規則等の見直しをはじめですね、具体的に展開するそういった行動もポイントになってこようかと受け止めておるところでございます。

世羅町といたしましても第3次はんぶんプランのなかで男女共同参画といったところを皆様方にもお示しをし、進めていこうと計画を持っているところでもございます。この趣旨と、また厚労省でこの実施を推進をされていく。この新たな契機を迎えるなかで、しっかりと社会全体で、この後の尊い時代を担ってくれる若者を育てていくという、その兆しとなりますように、この趣旨をしっかりと周知広報させていただき、先程申し上げました具体的就業規則等のこういったものが課題になるのだろうか、そういったところをですね、担当課、また企業訪問等でお示しをしながら、ご指摘いただいたところを完遂できますように進めてまいりたいと受け止めておるところでございます。

○議長（米重典子） 次に 「基幹的農業の方策は」 7番 藤井 照憲 議員

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 3問目は基幹的農業の方策はについてお伺いいたします。

ご案内のように、令和3年産のコメの価格は2年連続で下落しております。これには、食生活の多様化でコメ消費が減り、コロナ禍による外食需要の落ち込みが拍車をかけていると言われております。コメ作りと農家の

あるべき姿を、改めて考え直さなければならない時期に来ているものと考えております。

一般の農家は、代々受け継いだ水田と集落の機能維持に、多くはただ働きで、損を承知でコメ作りを続けておられます。過疎高齢化と人口減少で農家は、必ず減少するものと思います。農家の収入を安定させるコメの買支えや所得補償によって、自給を確保する対策が求められているものと考えております。

日本のカロリーベースの食料自給率は令和元年度で 38%と、先進国と比較して低く、農産物の多くを輸入に頼っているところでございます。食料自給率が低いと、今起こっているロシアによるウクライナへの軍事侵攻や急激な円安のリスクが食料価格の増加を招いております。コロナ禍では、中国のロックダウンによる影響や農産物の輸出規制を行っている国がございまして。この外にも、自然災害のリスクなども加わることになり、食料の安定供給は重要な課題と考えております。

農業が基幹産業の本町では、急激に高まっている世界的な食料需要の増加と不安定な要素を見たとき、農地、生産する人、施設など、生産基盤整備を確保・維持しておくことが、これからの農業には必要不可欠なものであると思います。

そこで、農業の持続的発展にかかる諸問題についてお伺いいたします。

はじめに、日本の食料自給率への認識と町の農業を維持発展させる対策をどのようにお考えなのか。お伺いいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは藤井議員の3問目でございます基幹的農業の方策についてのご質問にお答えさせていただきます。

議員申されますように、日本の食料自給率は世界の中でも低い位置にあるということでございます。米の作付けに関しましては、過去より田作等進める中で、園芸作物等への転換等も図られてまいりました。以後、法人化であったり、担い手育成であったり、さまざまな農業基盤の整備を行ってまいりました。

しかしやはり米の価格という部分においては過去よりもですね、2分の1程度になっている状況等もございまして。やはりコスト低減という課題の中でこれ

までもさまざまな施策展開、国も行われておりましたけれども、世羅町としてはこの世羅の米は美味しいという部分とやはり米の作付に適しているようにこれまで池の整備、ダムの整備、河川の整備も行われてきましたし、今現在では西大田では大きな圃場整備事業行っていただいております。次の世代のためにそういった取り組みが行われているものと思いますし、デジタル化によるスマート農業等への取り組みへも町としてどう進めていくかというところは課題になっているものと思います。

世羅町、基幹産業、農業でございます。そういった穀物の部分もですが、現状では畜産のほうが農業生産額の2分の1を占めている。そういったものと併せまして私も以前より耕畜連携といった取り組みをですね、今後進めるべきではないかということをおっしゃっていただいたところでございます。

日本の食料自給率についてのご質問いただきました。その認識と対策についてご質問いただいております。

大きな要因といたしましては、食生活の変化、多様化によるところが大きいと考えます。聞くところによりますと、以前は農家それぞれがお米、自宅で食べるお米については1人当たりが約2袋から1袋半くらい食べていた時代もあったと。現状では50キロ切っている、ひとりが1俵食べていないという状況も聞かせていただくことが多くございます。

世羅町の取り組みによりまして、日本の食卓事情を変えていくということはなかなか困難ではございます。いわゆる、需要に合わせた取り組みを行っていくということが必要と考えるわけでございます。

具体的に言いますと、米需要の低下に対応するために、水稻から麦や大豆、野菜等への作付転換の拡大を進めるとともに、水稻におきましては、JAが進めていただいております、多収性品種への転換や、省力化・低コスト化、更にブランド化を通じた米の有利販売に向けた取り組みを引き続き支援してまいりたいと思います。

それぞれの農家におきましていろんな取り組みをされております。そういったものをしっかりですね、町でも研究理解しながら、前に進めていけるよう、再生協議会等でもいろいろ説明してございますけれども、今後において担い手の方々の今後についてもいろいろ協議を進めながら前向きに頑張ってもらいた

いと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次へ行きます。今まさに起こっている軍事侵攻、コロナ禍、円安、自然災害など、安定的な食料輸入は約束できない可能性を強く感じております。

スーパーに並んでいる食品の多くが輸入品や加工食品ですが、食料自給率が低いことへの関心や直接的な影響は、日ごろ強く感じることはありません。町の農業政策の果たす役割と食料自給率が低いことで、どのような問題が考えられるのか、お伺ひいたします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それでは2点目の「食料自給率が低いと何が問題なのか」についてご答弁させていただきます。一般論で申しますと、まさに議員ご指摘のように、自然災害や地政学的なリスクにより食料輸入ができなくなった場合、現在の日本の豊かな食生活がままならなくなるという問題があると考えております。そういった有事の際においては、国内で食料を供給できる体制を維持しておくことは、農業を基幹産業としている本町の使命ではないかと考えております。

また、世羅町の強みといたしましては、生産者の顔が見え、新鮮で安心という付加価値により、輸入品と差別化できるという点ではないかと考えております。

そうした強みをより活かせるよう、引き続き地域にあった農業の振興を図ってまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ご答弁の中から少しお伺ひいたします。食料の供給体制を維持していくことは、本町の使命とのお考えに全く共感するところでございます。

そこで、強みの発揮には、作物のブランド化が挙げられると思います。ブラン

ド化の推進に係る取り組みのお考えをお伺いします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。ブランド化の推進の取り組みでございますが、先程答弁で申しました、世羅町の強みをいかに発揮するかということであるかと考えております。米で言いますと、特別栽培米コシヒカリ、世羅高原のこだわり米等の更なる推進。また園芸作物等含め、全般的な作物で言いますと、世羅町の顔が見えという答弁をさせていただきましたが、世羅の農産物が安全で安心であるという点をですね、ブランドとしてPRしていくということが非常に重要であると考えております。

世羅町はですね、位置的にも県内で言いますと広島市などの都市部へですね、流通圏内であるというふうに条件も整っておるといふふうに考えておりますので、そういった都市部への消費拡大も含めですね、ブランド化は重要と考えておりますので、しっかり進めてまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次に、食と農の考え方についてお伺いいたします。

国は食料自給率を上げる政策をとして、関係者が取組むべき内容を定めた「基本計画」を作成し、食料自給率をカロリーベースで現状の38%から令和12年度目標を45%にする目標を立てています。

国の目標達成に向けた農業支援として、米から園芸作物への転換や効率的で生産コストの低い新しい技術の導入などを約束しています。

町の支援としては、生産者が美味しいものを生産することと、消費者が国産品を消費するという好循環に繋げることが重要になるものと思われま。

このため、食の重要性の認識など、食への関心を高める取り組みが必要と思います。町の「食と農」の取り組みのお考えをお伺いします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それではお答えいたします。3点目の「どうすれば上がるのか」のご質問の答弁でございますが、議員ご指摘のように、食へ

の関心を高めることは大変重要であり、更にそうした関心へ応えていけるよう、いかに安心して安全な作物を提供していけるかが、今後の課題だと認識しております。そうした認識に基づき、国が昨年度示しました「みどりの食料システム戦略」に、町としましても取り組んでまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ただいまの「みどりの食料システム戦略」ということばがございました。このことについて少し確認させていただきたいと思います。

この戦略は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現しようとするものでございますが、広範囲にわたる事業が展開されていますので、化学農薬使用量の低減、化学肥料使用量の低減、有機農業の拡大、この3点について、なにか具体的なお考えをお持ちかどうか、お伺いします。

2点目は、「みどりの食料システム戦略緊急対策事業のグリーンな栽培体系への転換サポート」の活用についてでございます。殺虫剤を使わない米作りの実証と、普及拡大が必要と考えますが、町の取り組みのお考えをお伺いいたします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それではお答えいたします。まずご指摘のとおりですね、「みどりの食料システム戦略」は みどりの食料システム法が今国会で成立されたというふうにも聞いております。町も国の方針を受けてですね、今後施策を進めていく必要があると考えておるものでございます。しかしながらまだ具体的な詳細が見えてない部分もあるところではございます。

ご質問の1点目、化学農薬の低減につきましては、現在進められえおりますスマート農業の活用と、たとえばですね、ドローンの活用等で計画的な、部分的な農薬散布、そういった形によってですね、低減が進められていくものと考えております。

化学肥料の低減につきましては有機農業、先程町長の答弁にもございましたが、耕畜連携を推進することによってですね、有機農業を拡大していくということが重要な部分であると考えております。

2点目の殺虫剤を使わない米作りの実証と普及拡大の取り組みでございます

が、国の進めておりますグリーンな栽培体系の転換サポートという事業でございますが、国のイメージといたしましては化学農薬の低減、化学肥料の低減、有機農業の拡大と。議員のご指摘いただいたとおりでございます。農業者やJAなど、農業関係者がですね、協議会のような形のものを組織して、今後環境に配慮した、環境にやさしい農業を目指していく取り組みを町としても進めていく必要があると考えております。今後ですね、関係団体と協議しながら、具体的な方向性を探って参りたいと考えておるところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問に移ります。次に、田んぼの持つ多面的機能の中でも大雨の時、水田の貯水は、下流域の洪水を軽減することが言われております。更に上流部のため池も管理の仕方によっては、十分な貯水機能を有しております。

一方、ため池の安全管理は、管理者任せでは大惨事につながる恐れがあります。行政の指導は欠かせないものと考えております。

土地改良法の改正では、ため池の改修に、農家や土地所有者の同意や費用負担なしに、国や自治体が施設を改修できるようになったとあります。

町のため池の現状はどうだろうか。防災上、重要なため池への対策をどのように考えるのか。どのような取り組みを行っておられるのか、お伺いいたします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それではお答えいたします。4点目の「自然災害リスクの危機管理は（ため池）」についてでございますが、世羅町の農業用ため池につきましては、令和4年1月末現在で農業用ため池が1,496カ所、その内、防災重点ため池となりますのが259カ所となっております。

対策といたしましては、広島県が令和3年度から令和5年度の期間で「防災重点ため池」の詳細診断を実施・計画をしております。この診断結果を踏まえ、健全度が高いため池は、適正な維持管理を推進し、健全度が低いため池につきましては監視強化や整備・補強、あるいは廃止に向けた対策を取り組んでまいります。

また町におきましては、ため池ハザードマップを作成し、町民の皆様の迅速な避難行動に繋がるよう、ホームページにて公表しております。

今後も、ため池管理者や県と連携し、ため池の適切な維持管理に繋がるよう、取り組みを進めてまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 以前の質問を思い出したので、改めてお伺いします。この新山のふもとにある「佐桑池」、ハザードマップでは、満水の状態で大地震、確か震度5強だったと思うんですが、この場合、40分後には芦田川の堤防のところまで浸水すると。このようなハザードマップだったとおもいます。

とても迅速な避難はできないわけでございます。堤体の補強か、又は低水位管理が必要になります。ため池の適切な維持管理のお考えをお伺いします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。ため池の維持管理につきまして、先程の答弁でも申しましたように、町内にはですね、防災重点ため池が多く存在しているところでございます。いずれも万が一決壊したような場合には下流に大きな被害を及ぼすという恐れがあると考えられております。そのなかにはですね、老朽化等で修繕が必要なため池、これらはですね、事業による改修も当然検討していただく必要があるものでございます。なかなか事業によりますと、地元負担が必要になる場合もありますし、また国が示しております議員ご指摘の負担のいらぬ事業というのも出てきておりますが、まだすぐそれが実現できるというふうにはまだ聞いてないところもございます。そういったなかで、ため池の適切な維持管理といたしましては普段からのですね、堤防の草刈り、また用水吐等に土嚢を積んでいただかない、そしてですね、可能な限り低水で管理して頂くということをですね、水利権者の皆様に協議いただいて、できるだけ大雨等の場合にですね、最小限事故が起きないような管理を務めていただきたいと思いますようお願いするものでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 防災ため池、重点防災ため池、決壊したら大災害につながりますので、しっかりとしたご指導をお願いいたします。

次に、農業の魅力を高める対策についてお伺いします。

過疎高齢化と人口減少は、農業の後継者不足に繋がってきます。コロナ禍によって、リモートでの仕事やデジタル化の加速など、都市部から地方への移住が見られますが、町の基幹産業である農業の魅力を更に高める必要があるものと考えております。

光ファイバ網が全町内に整い、デジタル化への道筋が見えてきたと感じております。リモートが当たり前のデジタル世代の若者は、スマート農業に魅力を感じるものと思います。

西大田地区では大規模圃場の整備が進んでおります。町の農業法人の将来像をどのように考えておられるのか。お考えをお伺いします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 5点目の「農業の魅力を高める対策は」についてでございますが、町内の多くの優良農地の大半を担っていただいている集落法人等においても、担い手の高齢化、後継者不足は深刻な課題であると認識しております。

既存の農業法人によって集約された優良な農地や、既に整備された圃場や設備、蓄積された営農ノウハウが、農業を志す、新たな担い手にスムーズに継承されることが、今後の町の農政にとって重要な取り組みの一つではないかと考えております。町としましては、そうした継承により、効率的に持続可能な農業を展開している農業法人を将来像として見据え、後継者の確保やスマート農業の導入等の支援を行ってまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 先程のご答弁です、効率的に持続可能な農業を展開している農業法人を将来像と見据え、後継者の確保やスマート農業の導入等の支援を行ってまいりますと、このようにご答弁いただいたわけですが、この農業法人の将来像、この将来像とはどのような将来像なのでしょう、お

伺いします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。農業法人の将来像については、先の答弁にもありましたように農業法人においてもですね、高齢化、合わせた担い手の不足というのがですね、深刻な問題になっているということですね、認識しておるところでございます。今後そういったところを解消してですね、安定した農業経営ができる農業法人をいかに目指していくかということでございますが、これは今できることといたしましては一部では既に取り組みられているところでございますが、2階建て型という法人の連携された法人の集落営農、それから集落法人の連携による法人連携、こういった形でですね、それぞれの法人が連携するなかでひとつの経営体を作っていくということが今後の農業法人の進んでいく道ではないかと考えておりますので、町もそういった点をですね、しっかり見据えて、取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。残り1分です。

○7番（藤井照憲） 世羅町の基幹産業である農業、これを支える農業法人と地域の集落を守る小規模農家の両者に対して、適切な育成支援を期待いたしまして質問を終わります。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは私よりご答弁をさせていただきたいと存じます。

この項の質問におきましては多岐にわたってご示唆をいただいたところでございます。まず食料自給率からそして食の安全、それから農地、農業施設の安全、そしてこれからの世羅町の農業の将来像についてもご質問、ご示唆をいただいたところでございます。

これからの新たな農業の展開ということで、世羅町におきましても第2次世羅町農業振興ビジョンという形で、ひとつのこれから10年間を思い描くところ

ろでもございますけれども、この部分につきましては継続し、永続していくことが前提でございます。そのなかでは、先程担当課よりもご答弁申し上げましたが、DX、デジタルトランスフォーメーションによつての作業負担の軽減、それから管理の軽減、また一方管理の効率化や、その温度、気象条件等の高精度化も実現してくれると期待をしているところでございます。そういった背景をもとにブランド化された継続できる農業体系を確立されることで、世羅町に新規また新規就農をめざした人材が集まってくれることを望むところでもございます。法人、大規模営農につきましてはそういう姿をですね、思い描くところでございますけれども、一方町内の農地を保全管理していただく状況におきましては、大規模営農と議員ご指摘いただきましたように規模の30アール、50アールといったような自家消費される農家の皆様方、生産者の方々が地域の農業施設やその農地の荒廃を止めていただいているところでも現実でございます。

全体を通じてこれからの農業において規模に見合ったそれぞれの適切な補助支援をですね、していくことが必要であると大きなご示唆をいただいたところでございます。本日の答弁におきましては大規模な営農、そして法人化、総合的な大きな枠組みでご答弁申し上げたところでございますけれども、ご指摘いただきましたように、農業の取り巻く環境として大規模なものからそして規模の小さなものまですべてを総じて世羅町の農業を支えていただいているところでございます。適切にご意見等もいただくなかで検討し、今後も進めてまいりたいと存じます。

○議長（米重典子） 以上で、7番 藤井 照憲議員 の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は10時30分といたします。

休 憩 10時17分

再 開 10時30分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に 「携帯電話通信環境の整備要望と推進の考えは」 10番 久保 正道

議員

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 通告に基づき一般質問させていただきます。「携帯電話通信環境の整備要望と推進の考えは」ということでお尋ねをします。

現代社会の生活環境は、昭和、平成、令和に移り変わるにつれて仕事環境や日常生活に携帯電話が必需品となっています。中でもスマートフォンは目まぐるしい普及拡大をしている状況は言うまでもありません。インターネットの利用もでき、メッセージや画像の送信受信など情報の交換や電子決済などの金融支払いも安全と利便性の向上に繋がっております。

急速なデジタル化の発展の状況にあって世羅町はデジタル化の取り組みは、一昨年の年末に予算化をされ、県下でもいちばん遅い二つの町の一つとなりました。現下のコロナ禍に於て、在宅勤務や行動制限を求められている環境で、情報の発信や収集などビジネスの環境、あるいは災害時の緊急連絡に携帯電話通信環境の整備は焦眉の急務と考えております。

そこで、次の項目について町長の所見をお伺いします。

1項目目として、世羅町として携帯電話事業各社に通信環境の整備、具体的にはアンテナの増設整備充実を要望する必要があると考えておられるのか。またはその必要はないと考えておられるのか伺います。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 久保正道議員の「携帯電話通信環境の整備要望と推進の考えは」についてのお答えをさせていただきます。

議員、冒頭申されましたようにデジタルに関しましては近年急速に進んでまいりました。昭和の時代に考えられなかったこういった持つて歩くような電話機というのはですね、私も以前そういった販売をしておりましたけども、家庭内で無線で飛ばす電話ができたときはすごい画期的なものだと思っておりました。その後には衛星を使つての電話等もありましたけども、かなり高額でありました。近年ではさまざまな携帯、通信機器が開発もされまして、まさにデジタル社会が到来したということでございます。国においてもデジタル担当大臣

を置かれ、そういった取り組みを、DX戦略を進めるということで、県においてもそういった流れが昨年来できてまいりました。お陰様で国がそういった支援をするということ、また県としてもそれを補完するような形で予算を付けていただくことができまして、大きな予算を使うことによって町内の光ファイバ網整備もできてまいりました。

しかしながら通信機器の会社におかれましては、さまざまなそれをまた補完するような形での5G戦略が進もうとしてますが、先般私もそういった会社の講演会に行かせていただいたことがございます。これは通信周波数帯の確保をどう進めていくかというところでもございましたけれども、その時点では4社によってそういった通信局等へ申請をなされたという旨でございましたが、そのなかでなかなかエリアをカバーしていく、そういったところですね、そのときに言っていたこととは少し遅れ気味に進んでいるというふうに感じております。国内で海の中の一部と山の少し高いところを除くエリアについてはすべてそういった5G戦略で確保できるようになるということを申されていましたが、その取り組みについてはなかなかどの社においても困難な部分、特に現状では半導体不足等もあってなかなか前に進めていないというのものもあるかとは思っています。

1点目の町として携帯電話事業各社に通信環境の整備の増設整備充実を要望する必要があると考えているのか。その必要はないのかということですが、必要はあると思います。ときどきそういう通信事業会社もお越しいただきますので、エリアの確保、そういった不感地帯についてはカバーいただくように私のほうからもお願いしている状況もございますし、今進んでおります情報通信技術の進歩等に、また世羅町にもしっかりそういうエリアを拡充していただけるようお願いもするものでございます。メール、SNS、ソーシャルメディアへの活用については、通話だけではなくて、さまざまな情報収集の手段、伝達手段として町民生活、事業者にとっても欠かせないものとなってきております。先程申しました高度通信規格でございます第5世代移動通信システム、これを5Gと呼んでおりますが、そのサービス提供については、新たに携帯電話基地局を設置する、「5G」に対応する通信環境整備が進められているところでございます。以前、聞いたのがですね、信号機とかさまざまなそういったも

のを活用できないかというのも声が挙っていたというのも聞いたことがございます。

条件不利地域とされている過疎地域に指定されました私ども世羅町ではですね、採算性等の観点から、そのサービス提供エリアがこの役場周辺の中心部に限られて現在ではおります。周辺部にはその5Gへの対応が進んでいないという、なっております。現状は「4G」ということではございますけれども、同様将来的に拡充されることに期待をしているものでございます。

このような電波などの利用に関する地域間の不均衡の緩和を図るために、国は条件不利地域における基地局整備のうち、「5G」に対応します携帯電話基地局について、携帯電話事業者に対し整備費の補助を行う制度を設けてございます。

こういった制度を活用されまして、町内全域に高度なサービス提供を受けられるよう、携帯電話事業各社に通信環境の整備に関する要望などを行っていく必要があると考えているところでございます。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 町長の答弁で携帯各社、4社ですかね、要望する必要があるというふうに答弁がありました。町内にはそれぞれのメーカーの利用をされておられます。皆さんがですね。そのなかで緊急時、災害時の緊急連絡や森林作業に従事されている方、これは山間ですね、チェーンソーあるいは草刈り機をもった作業をされている。危険と隣り合わせの作業をしておられる方、道路通行中の事故などで携帯電話が繋がらない、こういう状況もあるわけでありまして。

以前、世羅町内でもチェーンソーで山の伐採作業されていた方が足を切られて、動脈などを切られたようですが、悲しいかな亡くなられた事案もあります。このようなことをですね、防ぐ、あるいは助かる命が助からないというようなことの事態を避けるためにも、やはりどこの地域でも携帯電話がつながる地域を作る。これが地域の安全安心、あるいは活性化につながるということになると思います。先程町長の答弁ではこの町中エリアではそういう整備が進められているが、中山間地の過疎地域の周辺地域、ここでは町長答弁されたよう

につながる地域がたくさんあります。そこで必要というふうに答弁されましたが、その各社にどのような形でどのように取り組まれるか。いつ頃取り組まれるかをお尋ねします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。どのような形でということまでのご質問だと思いますが、携帯各社におかれましては一番には採算性を考えられると考えております。そうしたなかで議員質問要旨のなかで指摘をいただいております地域の中での不感地帯、そういったところにつきましては町のほうでもですね、そういった地域要望等いただきながら、把握に努めて、まずは地域を特定して、その地域において携帯電話会社への要望等を行っていくように考えているところでございます。また先程森林整備であったり、災害があった場合の避難場所の携帯電話の通信の安定性等についても指摘をいただいたところでございますが、これは次の質問にも関わってくるかと思いますが、エリアにおいてですね、いかにキャリアの携帯電話が速いかという認識、これはきちっと、たとえば避難所運営する側のほうが把握をしておくべきではないかと考えておりますので、こういったところについてもきちっと整理をしてまいりたいと考えております。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 先程企画課長の答弁にも一部ありましたが、私5年位前に自治センターで携帯電話が通じないということで町役場の企画課にも話をしましたし、事業者のほうにも直接電話をしました。そうしますと、富山県から電話がかかりまして、確かに電波が微弱ですねということが富山県からかかりました。なぜそこでわかるんですかと言ったら、そういうわかるシステムがあるんですよということで、山福田の自治センターは電波が微弱ですよ。だから通じませんねということでありました。ほかの自治センターでも恐らく携帯4社の中で通じないものもあるかと思えます。それで先程の答弁の中で事業費が高額なというふうに言われたところも理由のひとつだということですが、私は技術的なことはわかりませんが、共同でアンテナを設置する。そのこ

とによって3社、4社の経費負担が軽減される。そして事業者にアンテナの数を増やしていただく。5年前に私が話をしたときに世羅町内で5カ所アンテナをつけましょうということ富山県から連絡がありました。そして調査に愛媛県からその携帯電話の会社から調査にわが家に訪ねて来られまして、いろいろ調査をしますということで、それから以降にありがたくアンテナができたわけではありますが、そのような行動をとればですね、「動かん水は腐る」というふうに昔から聞いたわけですが、行動をとってですね、やっていけば1年先、2年先になるかもわかりませんが、実現するということ、動かないと物事は解決しませんから。やはり課題は何か、現状はどんなことになっているか。課題は何か、取り組みをどうするかというその考え方に基づいて、町の執行者の方、行動を将来の計画を持っていただきたい。このように思うわけです。そのことについてはいかがでしょうか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。やはり各地域におかれましては不均衡があつてはならないと考えておりますし、携帯電話会社におかれましても各社ございます。やはり地域への強み弱みというものがあるかとは思いますが、やはり電波が入りにくい、先程山福田自治センターの例も出していただいたところでございますが、そういったところも加味しながらですね、今後地域からの要望、町のほうですべて入らない地域を把握するというのはたいへん困難であるというふうに考えております。そういったところも踏まえましてですね、要望をいただいたところを重点的にですね、各携帯電話会社へ、これは1社ではなくて、たとえば今存在する大手3社に対しての要望と、連名で出すような形になるかとは思いますが、そういったことに努めてまいるのが現在の状況でございます。

○10番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 先程申し上げましたが、それぞれですね、3社、4社の事業者に対して取り組みをするということではありますが、たとえば建てるような状況を作る、環境を作るということも大切だろうと思います。たとえば全然

地理的なこともわからない人が調査に来られるわけですが、「ここの土地が非常によろしいですよ」言われたときに、町がその地権者に協力をお願いするという必要ではなかろうかと思うんです。なかなか今、山やら、土地にあまり執着する方はいらっしゃらないと思うんですが、そうは言いましてもそういう積極的な姿勢を見せることによって事業者がやはり積極的な気持ちになっていただくのではなかろうかと思いますが、その点はどうでしょう。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。携帯電話のアンテナ設置についてのご質問であったかと思いますが、アンテナの設置、これは携帯電話会社の財産でございますので、その土地問題に対して町が間に入るということはなかなか難しいのではないかと考えております。逆に携帯電話会社のほうで、そこを設置するにあたってはその会社のほうで、たとえば3社で共同で建てられるのであれば、3社で共聴して土地の所有者のところをお願いに行く。これが基本的なところだというふうに考えております。

また議員申されましたように、先程の事業を推進していく上でのございますが、こちらにつきましては総務省のほうの事業もございましてこういった要望を踏まえて、携帯電話各社がそういったところにアンテナを設置することの趣旨で動くのであれば、町としてもこれは県費も絡んでくることございまして、県などへの要望、働きかけ、また国への要望等についても進めてまいりたいと考えております。

○10番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道。

○10番（久保正道） 先程私が申し上げたのはですね、町として協力をするというのはですね、アンテナを建つ所の土地を皆さん協力して出してもらえんでしょうかと。町が取得するとか、そういうことを言っているのではありません。そして携帯各社が土地を取得しやすいような環境を作るということを申し上げております。そういう意味でお尋ねしとるわけですが、次の質問に移ります。

災害時の緊急連絡等はずととのっていると認識されているのか、いないのか。

○議長（米重典子） 久保議員、久保議員、（２）は？

○10番（久保正道） よろしいです。もう今、言いましたから。

○議長（米重典子） 答弁が用意されておりますから申し訳ないですが。

○10番（久保正道） そうですか。はい。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） （２）の答弁に入らせていただきます。その前に先程の土地の話ですが、私も先程申し上げたのは、町が取得するという意味ではなくて、その土地を携帯電話会社が借りるなり購入するなりで、建てられる場合に町が間に入るのはどうなのかなということでお答えをしたわけでございますので、ご理解をお願いいたします。

それでは（２）の「携帯電話の電波不感地帯・地域の把握は出来ているのか」のご質問にお答えをさせていただきます。

町といたしましては、携帯電話の電波不感地帯について明確に把握をしたデータは持ち合わせておりません。

町内におきましては、各携帯電話事業者のサービス提供エリアにつきまして、各事業者のホームページなどにより確認を行っていただいているところでございます。

先程も少し申し上げましたが、町内で災害時発生の時、避難所となる地域等があると思いますが、そういったところの把握には町が連絡体制を的確に迅速にとるためには把握をしておく必要はあるというふうに考えております。

○10番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） エリアの把握はできてないということではありますが、これもですね、把握をして、調査をして、それから要望するという行動が必要ではなかろうかと思っております。

次に移ります。災害時の緊急連絡等の体制は整っていると認識されているのか。安全に対する町の評価検証はどの様な状況かということで、お尋ねをします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） それでは3点目の災害時の緊急連絡等の体制は整っていると認識されているのかといったご質問にお答えをさせていただきます。

まず災害時におきましては、気象情報や避難情報など情報の把握が非常に重要になってまいります。防災避難情報などの周知は、行政防災無線放送のほか、県の防災システムと連動させましたケーブルテレビ、地上波テレビ、携帯・スマホの防災アプリへの一斉通知などを行っているところでございます。情報伝達や避難準備など防災での備えにつきましては「万全」は想定はできませんので、複数の情報伝達手段を確保し、平時からの災害への備えを呼び掛けているところでございます。

○10番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） それは避難をするようにという、そういう情報を出す側の情報発信でありまして、避難した人がこういう状況ですよという、折り返しと言いますか、助けを求めるといような行動の連絡が非常に難しい状況もあると思うんです。そういうことの私は質問をしとるわけですが、その内容で、先程やりとりをしておりますが、電話が不通になっているということの重大性は感じておられませんか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 電話が不通になった場合、それからまた先程来の質疑でございます不感地域等につきまして、それが解消されるといったことはですね、災害避難時での連絡手段として非常に大きいポイントとなってまいります。避難をされた住民の方の情報をこちらに伝えていただくという手法でございますけれども、先程答弁の中で申し上げました複数の伝達手段の確保といったことは非常に重要でございます。電話が通じないといったことを想定した場合にはですね、非常に限られたものにはなってございますけれども、インターネットのケーブル、それからあとは無線になってまいります。災害時におきまして電話が繋がらないといった想定につきましては具体の地域防災計画には載っておりませんが、非常時では消防の無線といった手法も町では管理

しております。こういった最悪のケースを想定することがお答えにはなりませんけれども、そこまでの通常時での利便性の向上が災害においても一番望ましいと考えてございますので、まずは先程の企画課長の答弁にもございました民間の事業者による環境を整うといった点は平常時からの安心に大きく繋がると認識をしているところでございます。

○10番（久保正道）（挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 実情はそうだということではありますが、今後の取り組みとして今までの対応でいいというふうなことは考えておられんと思います。今後どのような行動計画、ランニングプランをですね、立てていかれるのか、いこうとされるのか。その点をお尋ねします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。災害時に関する対応といたしましては、平素からの備えというところが一番重要になってございます。計画では住民の方々には自らの身の安全は自らが守るという防災の基本はございますけれども、行政のほうとしてですね、社会インフラの整備といった点も含めながら防災に繋げていければというふうに考えているところでございます。具体的なスケジュール、それから計画といったものはお答えはできない状況ではございますけれども、認識といたしましては、インフラの整備、情報環境の整備といったところが重要であるという考えでいるところでございます。

○10番（久保正道）（挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 先般、おとといの朝、早朝に大田町の住民の方から電話をいただきました。我が家の前に携帯電話のアンテナが建っているんだが何とかしてほしいというふうなことがありました。行ってみましたら玄関の前15m位のところにアンテナが建っておりました。私から言いますとですね、あるいは周辺地域から見ますと、携帯電話のアンテナが家の前にある、景観が悪いというふうに言われましたが、うらやましいことだなあと見させてもらいました。電波が全然つながない地域もあるということですね、感じたわけ

であります、世羅町の産業が栄えるということ、これはやはり前々年度から申されておりますデジタル化、インターネット通信の高速化、そういったところ。それから携帯電話という、30年近く前には世羅には携帯電話が繋がらない地域だから、事業者、要するに工場などは進出してきませんよというある会社の営業の人がおっしゃっておられました。確かに情報通信が悪ければ、産業の発展はないと思います。そういったことですね、取り組みを今後もしていただきたいと、このように思うわけです。

次に4番目に入ります。観光農業が盛んな世羅町の事業者に於て、どの様な不便、不都合が生じているか。それらに対するお客様の声、要望はどの様なことか把握されているのか、お尋ねいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 4点目の観光農業が盛んな世羅町の事業者の不便、不都合は。それに対するお客様の声、要望はのご質問についてお答えします。

各携帯電話会社ともに整備が進展し、つながりにくい地域や個所はかなり改善が図られているのではないかと受け止めております。

現在のところ事業者からのご要望やお客様からの声は商工観光課や観光協会には特段寄せられておりません。

○10番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 苦情などは寄せられていないということではありますが、先般ですね、観光農園にお勤めの方、それらの方から情報をいただきました。そうしますとですね、世羅町の観光農園に来て、来るのに電波が悪いから位置情報もわからない。地理に不安な方もおられるわけです。そういった位置情報もわからない。土産を買おうとして土産を買った後にですね、支払が電子決済をやろうとしても、携帯電話が繋がらないために使えないというような苦情があるんだというふうなお話を聞きました。こういうこともですね、商工業、観光のひとつの言ってみれば起爆剤にならない。要するに携帯電話が繋がらないとそういった利便性を提供できないということもあるかと思うんですが、

これらについてどうお考えですか。

○議長（米重典子） 久保議員、恐れ入りますが、（５）の質問として受け取ってよろしいでしょうか。それとも今は（４）で。

▼【久保議員：「はい、（４）で」】

はい。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。そのような声があるということについては私は深く承知をしておりますませんでしたので実態把握に努めたいというふうに考えてございます。そういう電子決済についてもQRコード決済、さまざま進んでおりますので、利便性の向上は非常に必要かというふうに思っております。そういうさまざまなことが今後、支援メニューとして必要となってくれば、商工会様とか、観光協会様と連携して応援策を考えていければというふうに考えてございますけれども、大きな状況についてまだ把握ができてない部分がございますので、まずはしっかり実態の把握に努めたいというふうに考えてございます。

○10番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 実態をつかむということは大切でありますから、実態をつかんで取り組みを進めるという考えで行政にあたってほしいと思います。

次に地域の土産物・農産物の販売促進の手法として、人流をスムーズにするために何が必要かということでもあります。そのことについて町としてどのようにお考えですか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 5点目の地域の土産物・農産物の販売促進の手法と、また人流をスムーズにするために何が必要と考えるかのご質問にお答えします。

世羅町観光協会と連携し、「世羅」のイメージアップや認知度の向上を図り世羅町内への観光客、要は誘客を促進しているところでございます。具体的に

は観光協会のホームページ「セラナンデス」にて旬の情報や所在地をきめ細やかに発信し、来訪者が目的地に、購買者が目的の品にストレスなく到達できるよう努めております。

議員ご指摘のとおり、円滑な人流によって多くの方々が、より一層世羅町内を周遊できるよう取り組んでまいります。

○議長（米重典子） 次に 「農業農村を守り地域を衰退させない対策を」

10番 久保 正道議員

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 農業農村を守り地域を衰退させない対策をということで質問させていただきます。

農業農村の生活環境は昭和37年に策定された第1次全国総合開発計画や、所得倍増計画などで、農村から若い労働力が金の卵と言われて都市へ流出をされ、農村の人口減少が始まってきた要因として考えられています。また、外国との貿易交渉により農産物の輸入拡大などで米の作付けは制限され、加えて食糧管理法（食管法）の廃止も要因として米価の価格は先程町長が答弁された、前の質問者の答弁では半分近くに下がった言われましたが、価格が下降線をたどることになりました。平成5年（1993年）のWTOガットウルグアイラウンド交渉においてミニマムアクセス米の輸入、これは76万7000トン生産額として日本の7.2%相当に当たります。反別にして15万ヘクタール、480キロ1反あたりの計算にして15万ヘクタールの影響があります。輸入合意や、牛肉オレンジなどの輸入自由化で拍車をかけ商工業製品の生産販売と貿易の引き換えに取引の条件に使われたという経過があると思います。

農村で育った若者は、米価や農畜産物の価格減少が急激な下降線をたどり、加えて農機具などの価格が嵩み、生産費の上昇による農業での生活維持が困難と考えられ将来への生活不安と、世羅町内での就労の場が少なく、都会に生活の拠点を求めて転出している状況であります。

広島県や世羅町において、農業経営の生産費を可能な限り抑制し、農業従事者の確保を図る対策として農業集落法人の設立を推進してきましたが、農業法

人の構成員の高齢化が年々進み深刻な状況が押し迫っている現状にあります。世羅町は今、何の対策もしないでいると周辺集落は限界集落から消滅集落へ、そして農業集落法人の多くは後継者の人材の確保ができず、法人組織維持が不可能となることは間違いないと思います。何らかの手立てを早急に施さないと大変な事態になることは「火を見るよりも明らか」であります。

農業、農村を守り地域の活性化を図る対策をどの様に考えるか6項目について町長の所見を伺います。

まず1項目として、世羅町出身者の定住人口いわゆる後継者を如何にして確保するのか伺います。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは久保議員の2問目にございます農業農村を守り地域を衰退させない対策を如何に行うのかというご質問でございます。

議員が冒頭申されましたように、過去において農業政策さまざまな転換がございました。先程のミニマムアクセスの輸入米のことですけれども、これまで私ども農家が食べていたお米がですね、さまざまな飲食店へ行くと蒸留酒米に変わっているなというようなことが目に見えてわかりましたし、やはり価格の安いところに需要が高まってしまいました。やはり米離れという部分は先程申し上げたとおり、いろんな輸入品、また加工品等ですね、少なくなってきた現状ございました。世羅町も農業政策はこれまで先人によっていろいろな取り組みを行っていただきました。昨日の質問でもいただきましたように、園芸作物、また大規模な国営開発事業に取り組みされたということなど含めてですね、将来を見据えた農業政策が行われてきておったわけでございます。現状今から世羅町が、じゃあ何をするのかということでございますが、これまでのなかでも担い手育成であったり、農業法人についての支援等やっていこうということで国の政策、県の政策を鑑みながら前に進めてきたところでございます。

世羅町出身者の定住人口、またいわゆる後継者を確保ということでございます。出身者となるといったん世羅町から離れた若者をどういうふうにUターンしていただく政策になるのかと思います。小さい頃からわが町の農業に触れ、また農業を職として選んでいただける、そういった取り組みをどう進める

かということでございます。

先程農業法人の話しをいたしましたけれども、本町では県内でも早くに、集落法人化を進めまして、生産性の向上というところで進めてきたところでございます。その成果の中では現状 38 法人の設立がございました。農地の集約化というものが進んでおります。そのなかでも高齢化等が進み、なかなか規模的にも厳しい、またコスト的にも厳しいということは言われてきております。担い手確保、また高齢化というものをどういうふうに考えていくかというところでそれぞれ法人間連携を進めていただいているような状況もございます。後継者確保の施策についてはですね、町として担い手確保のための「ニューファーマー支援事業」というもの進めさせていただいております。産業創造大学であったり、さまざまな支援策をメニューとして取り組んでいるところがございますけれども、やはり世羅町を愛する、ふるさとを愛する、そういった方々のUターン戦略になお一層の力が必要だと思えます。さまざまなご意見頂戴するなかで、如何に進めていければよいのか、またやはり農業への収益がどう上げていくかというところが課題であります。現状水田であれば反当、最高でも 20 万円の金額でございますが、やはり平米でいくら儲けていくのか。経営マネジメントをどう進めていくのかといったところもですね、勉強していく必要があるかと思えます。そういった農業で、しっかり収益を上げる施策もしっかり取り組む必要があるかと思ひ、今後とも研究、またスマート農業とも併せて進めていければと思っているところでございます。

○10 番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 世羅町では平成 16 年の 3 町合併時には人口が約 19,600 名おられました。自然減と転出者の増があり、18 年経過した現在では 1 万 5000 名と、それに加えて外国籍の方が 280 名程度となっております。この間 4,000 名程度の人口動態があり、人口減少傾向に歯止めかからない状況であると認識しておりますが、町もそのように認識されておると思ひます。空き家バンクでの I ターン人口で定住人口を確保するのではなくて、町出身者の U ターン者の確保をすることが必要ではないかと思ひますがどうでしょうか。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。農業を守っていくなかでの定住、その担い手確保と、そしてUターン、Iターンを促進する人口の流入、人口増につなげていくという2つの局面から農業と定住施策、複数に関わる部分でありますので私より答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のように農業担い手につきましては、アンケート等とらせていただく中でもですね、親の、また実家の家業を継いで農業に携わりたい。そのなかでも果樹を目的としたり、水田をそのまま引き継ぎたいといった多様なご希望もいただくところでもございますけれども、やはり世羅町で生まれ育ち、また学業で町外に出られることもございます。そのまま都市部に居を構えられる方もいらっしゃる中で、町への新規就農者、担い手を外部から引き入れて従事をしていただくということは人口の確保と農業の存続、担い手の確保に非常に重要なところだと受け止めております。

特にIターンの場合にですね、住まいが見つからない、農業に従事するために自家菜園も、そして農地も含めてお越しいただくというなかでは、現在の空き家バンク事業のなかでマッチングをしっかりと図って、農業を志していただく方にニューファーマー支援事業等の支援策も入れながら当たっていくことが非常に重要と受け止めておるところでもございます。

議員ご指摘いただきますように、農業に従事していただく方のニーズをしっかりと捉え、その思いに応える部分、そしてそれには住まい、衣食住という形でトータルで支えていくときに、空き家バンクの展開は非常に重要な部分であると十分認識をしているところでございます。引き続き農業支援と、そして農業に携わっていただける方の暮らしも支援する。そのなかでUターン、Iターンを更に進めて行くというところで取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○10番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 私はIターンを全面的に否定しているわけではありません。Iターンの方ですね、地域へ来て農業集落法人の一員として加わって、それから自分で農地を借りたりして農業経営をされて成果を挙げておられ

る方もおられるわけです。そういう方がいっぱい来ていただければよろしいんですが、そうでない田舎暮らしがしたいという方、それのみを受け入れたんでは農業の活性化には繋がらないということでもあります。Uターンであればですね、たとえば親の介護、福祉関係ですね。あるいは子どものめんどうですか、小さい子どもの守りをするというか、そういったこともできますし、いい方向にUターンであれば繋がるということでもありますから、そのような政策も必要ではないかということをお願いしたわけです。

次の質問に移ります。2番目、農業者の実態把握や農業生産法人の実態と課題は何か。厳しい現状と課題解決をどの様に進めるのか、お尋ねします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。2点目の「農業者の実態把握や農業生産法人の実態と課題は何か。厳しい現状と課題解決をどの様に進めるか。」についてでございますが、昨年度、集落法人を対象に、労働力の現状や今後の経営課題の把握を目的といたしましてアンケート調査を行ったところでございます。

また、認定農業者や新規就農者の経営計画策定にあたってのヒヤリングや、各種手続き、補助金申請にあたっての相談等、日常の業務におきましても、現状把握に努めているところでございます。

そうした中で、経営課題として最も多かったのは、やはり労働力の確保や資材コストに関わるものとなっております。この課題解決に向け、町といたしましては、本年度、スマート農業技術の導入に対する支援を開始したところでございます。

更に、国が進める「人・農地プラン」の取り組みにおいて、地域のみなさまが話し合いに基づき、地域農業における中心的経営体や、将来の在り方等を明確化していく作業についても支援してまいりたいと考えております。

○10番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 世羅町の人口構造を見ると、0歳から19歳までは、14%の方がおられますし、それから60代が15.8%、それから70代が16%、

80代が11%ということであります。先程課長の答弁にもありましたが、農業集落法人の実態調査をみますと、65歳以上の方がですね、312人おられまして、72%。これは回答の状況でありますから、もっともっと多いと思えますが、60歳以下がですね、28%という数字であります。半数以下であります。高齢者と言われる65歳以上が半数以下であります。この状況みますと将来、法人として成り立っていくのかということがあります。そういった状況を踏まえて、課題をお伺いします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。議員ご指摘のように、昨年度実施しましたアンケートにおきましてはですね、それぞれの法人、38法人ございますが、それらの構成員の年齢割合をみますとですね、まさに70代以上がかなりおられるということが私のほうも見て取ったところでございます。そういったなかで課題としましては、同じような答弁になるところもございしますが、年齢構成に見える高齢化が更に進んでいくことが考えられる。これはもう今そういう方がですね、しっかり担っていただいているというところが、人である以上はですね、年を取ってくるなかで、そういった年齢が更に上がってくる中で本当に経営ができなくなってくるというのは、年齢だけ考えれば当然見えてくるものというふうに思っております。やはりそれが一番の課題ではないかというふうに捉えております。そういったなかで、そういった課題をですね、町の農業振興の施策としてどういうふうにそれを整理していくかというのが今度は町の農業振興の大きな課題だというふうには捉えているところでございます。

○議長（米重典子） 久保議員、残り時間少なくなりました。

○10番（久保正道） はい、わかりました。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 農村の定住対策は今後どのように考えていかれますか。

○議長（米重典子） （3）の質問としてよろしいですか。

▼【久保議員：「はい」】

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 3点目の「定住促進に向けた対策・政策はどの様に考えていくのか。」についてでございますが、定住施策は、あらゆる分野の総合施策として進めていかなければならないと考えておりますが、その中でも産業対策といたしまして、町の基幹産業である農業分野についてお答えさせていただきます。

先程来の答弁にもありましたように、「ニューファーマー支援事業」による新たな担い手の確保や、町独自の新規就農者の確保・支援策であります「産業創造大学」の取り組み、また就農者の経営面の支援策として、農業機械等の導入支援を行うことで就農者の定着を図るなど、定住促進の一助となるよう努めてまいります。

○10番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 次に移ります。農業以外の就労場所の確保をする考えは如何にあるか、お尋ねします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 4点目の「農業以外の就労場所の確保をする考えは如何に。」のご質問についてお答えします。

生産年齢人口の減少が進む中で企業側にとって人材の確保・育成は喫緊の課題であります。広島労働局や県の支援機関、商工会、金融機関等と連携し実態把握に努めるとともに、事業者支援のあり方について検討を深めています。

また、「職」「働く」を考える上では「勤める・雇用される」ことに加え、近年、「独立自営・起業」ということに注目が集まり重要視されてきました。これを受けて町では商工会と連携し創業支援や持続化支援等きめ細やかな支援を行っております。

いずれにいたしましても、雇用・労働環境の充実に向けて力を尽くしてまいります。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 次の質問に移ります。工業団地など将来に向けての取り組みはいかがでしょうか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 5 点目の「工業団地など将来に向けての取り組みはいかがか。」のご質問についてお答えします。

土地の取得や造成、関連工事等初期投資が多額となる工業団地の整備には慎重を期すことが重要であります。団地整備後の売却等の活用についても、現状の経済動向や企業の事業活動において不透明感が漂う中では売れ残ってしまう危険性がつきまといまいます。よって、今のところ町が工業団地を整備する考えはございません。

ただ、企業側から進出のご相談があった場合には、町の地域性に合致するものかなどを踏まえ、支援のあり方等総合的に検討してまいりたいと存じます。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 工業団地は造る気はありませんということですが、工業団地は造ってすぐ企業の立地にあるとは、立地があるとは思われない訳であります。

近隣市町の工業団地を見ても、例を挙げれば、隣の久井町、大和町、三原市、あるいは三次市、これらも工業団地を整備されて数年かかっております。企業から言われて相談にのったのでは3年、5年すぐ経つわけですから、準備をして待つ。待つと言うか、企業誘致をアプローチをするという方向を考えていかなかったら、リーサスでは2040年には、世羅町の人口が1万人を割るというような数字も出ております。そのような状況になったんでは遅いということでもありますから、非常にそこらを緊張感を持って取り組んでいただきたいと、このように思うわけです。

○議長（米重典子） 残り1分です。

○10 番（久保正道） はい。どうでしょうか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○商工観光課長（前川弘樹） はい、お答えします。産業の動向につきまして

は、実態把握をしっかりと努めたいと思います。コロナ禍におきまして産業の動向、かなり変化してまいります。それを受けまして、世羅町においてどのような動きをしていけばいいのか、どのような支援策を考えていけばいいのか、その辺を深く掘り下げていければと思います。

今年4月の地元紙、中国新聞様の記事を拝読しますと、やはり産業団地を造られている市町様におかれまして、いかに売っていくかということでご苦労されておるところでございます。ですから初期投資がかなりかかりますし、それが塩づけされるようなことになってもいけませんので、今の産業の動向を注視しつつ、より世羅町の動向に叶ったものを頑張っていく必要があるかと思えます。一方で企業訪問の状況をお聞きしますと、企業様も子育て世代とか、社員さんに対する支援、これを充実させたいという企業様が多くございます。そういった意味で企業活動ご努力の中で、いかに働く人を外に出て行っていただくことを食い止めたり、外から来ていただく人を増やすか、そういったことに対して私どもは注視して、どういった形で応援していけるか、模索してまいります。

○10番（久保正道）（挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 企業誘致の消極的な答弁でありますので、世羅町の夢は持てんなあと、こう感じるわけではありますが、次の質問に移ります。

農業集落法人の維持が困難になることの対策はどの様に考えられておりますか。お尋ねをします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それでは6点目の「農業集落法人の維持が困難になることの対策はどの様に考えられるのか。」についてお答えいたします。先ほど来ご答弁いたしましたように、スマート農業技術の導入支援や、ニューファーマー支援事業を通じて、労働力の確保や、新たな担い手の確保による事業継承の後押しを引き続き進めてまいります。

合わせまして、農業集落法人の実態やその時々課題を汲み取れるよう、関係機関とも連携しながら、法人訪問を積極的に行ってまいりたいと考えており

ます。

○10番（久保正道）（挙手）

○議長（米重典子）10番 久保正道議員。

○10番（久保正道）時間が押しておりますので早口で喋ります。農業集落法人の構成員の世代比率をかいつまんでみますと、先程申し上げましたように高齢者が72%を占めており、法人の実態の多くがこの数字に近い状況であると思われまます。ということで、法人の存続が危ぶまれることを目の当たりにしまして、町として、世羅町とJA尾道市によって農業公社を設置してはどうか。

○議長（米重典子）時間切れです。

○産業振興課長（山口 徹）議長。

○議長（米重典子）産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹）ご質問にお答えいたします。ご指摘いただきました農業集落法人の高齢化に伴いまして、今後の存続が危ぶまれるということに伴いましてですね、農業公社の設立についてはどうかというご質問でございますが、まず、農業公社につきましては、今のところご指摘いただきましたところで、今ここでこういうふうにしていくという答弁はできないものでございますので、それにつきましては参考に受け止めさせていただきまして、今後そういうことが有利かどうかも含めて、持ち帰ってまた今後の業務のなかで考えさせていただきたいということを申し述べます。

そんななかでですね、今、町としてできる、いわゆる農業集落法人の維持に向けてですね、何ができるかということにつきましては、先程来の答弁でも申しましたように、担い手の確保のためのいろんな施策をですね、充実させていくこと、また推進していくこと、併せてですね、維持できない集落法人をですね、やはり連携する中で、しっかりした経営ができる団体にしていくということが今後の大きな取り組みになってくると考えておりますので、その辺をしっかりと見据えてですね、進めてまいりたいと考えております。

○副町長（金廣隆徳）議長。

○議長（米重典子）副町長。

○副町長（金廣隆徳）それでは私から答弁を、重なるところもありますけれ

ども、追加させていただきたいと思います。

議員ご指摘のようにですね、農業の町、世羅町をしっかりと永続していくところでの対応について大きくご示唆をいただいたところでございます。現在多くの農業法人、集落法人の方々に、またすべての方々に農業を支えていただいているところでございます。最終的な受け皿がどこになるのか、その受け皿を見失わないように、しっかりと持つておかなければならないという示唆をいただいたところでございます。まずは現行の方々、集落、また法人の皆さんがですね、しっかりと連携をとっていただけるように、そのなかの営みが続くように尽力をしてまいりたいと思うところでございます。農業とまた一方の対角の部分として工業団地にも触れていただいたところでございます。引き続き動向に注視をしつつ、規模によっては県にですね、工業団地等の相談、また引き合いを求める場合もあると思います。農業、工業問わずですね、この世羅町がしっかりと歩んでいけるように現存の施設、そして財産を確認しながら進めてまいりたいと存じます。

○議長（米重典子） 以上で、 10 番 久保 正道議員 の一般質問を終わります。

少し早いようですが、ここで昼休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

休 憩 1 1 時 4 3 分

再 開 1 3 時 0 0 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に 「環境問題への積極的支援は」 5 番 向谷 伸二議員

○5 番（向谷伸二） はい。

○議長（米重典子） 5 番 向谷伸二議員。

物品の持ち込みについて、これを許可しています。

○5 番（向谷伸二） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。今回は 2 項目について質問をさせていただきます。

まず最初の項目ですが、今や環境問題は世界的テーマであり、今後避けては通れない問題です。新聞やネットニュースを見ておりましたが、さまざまな企業が先を争って環境問題に取り組まれておられます。それはこの問題に取り組まない企業は世界の常識から取り残され、淘汰されてしまう。そのような危機感を持っているからに他ならないと思っております。

自治体においても同様に、必ず取り組むべき課題となっていると思います。町としても、他市町の動きを見てから動くのではなく、いち早く取り組みを開始するなど積極的な対応を期待しております。

では、質問の要旨に入ります。

最初に3月に引き続き、悪臭公害に関する環境問題についてお伺いいたします。26年間も問題が先送りされ、未だに解決に至っていない宇津戸地区悪臭公害やその他環境問題について、行政の基本的考え方と今まで実施されてきた取り組みについてお伺いいたします。

それでは(1)環境公害に対する基本的考え方と、今までの具体的な取り組みとはについてお伺いいたします。

○町長(奥田正和) 議長。

○議長(米重典子) 町長。

○町長(奥田正和) 5番 向谷伸二議員のまず1問目環境問題への積極的支援についてのご質問にお答えさせていただきます。

議員まず申されましたように環境問題という考え方でいきますと、ここで記述されている部分においてはカーボンニュートラルの部分になるのかなと思っています。地球規模でそういった環境問題に取り組もうということで京都議定書等もありましたし、近年ではさまざまところでですね、そういう事業展開に電気自動車しかりですね、そういったところが取り組む企業が多く増えてきているところでございます。

世羅町においてもこれまでそういった温暖化施策等にもいろいろ取り組んできました。ご存じいただいておりますけれども、EA21、エコアクション21というのは自治体で取り組んでいる事業でございます。そういった環境はですね、早くから取り組みを始めており、これも自治体の事業としてはこの西日本地区では稀に見る取り組みを行っているということで評価を受けてい

るところでございます。

今回1問目に環境公害に関するご質問をいただいているところでございます。これまで先送りをしてきたということではなくてですね、さまざまな取り組みは行わせていただいております。

まず公害とか苦情、公害に対する苦情に関しましては、住民の方々から直接的な苦情や陳情といった形で町に伝えていただくことが多くございます。それについて対応をさまざまに行うということになるわけでございますけれども、まずは直接現場を確認すること、出向くこと。直接向き合う中で、まずお話しを聞かせていただいている状況でございます。

また、状況把握につきましては、必ず苦情を申し立てされた方、そしてその事業者、また近隣の住民の方々等の幅広い層から事情を聞く中で、客観的な事実の把握に努めますとともに、事案の対応にあたりましては、その把握した事実に基づき冷静に関係者と接することが必要と考えております。

そして、その関係者との連絡は、新たな事実等が明確になった時点で必ず何らかの方法で連絡することも重要と考えております。

こうした一連の流れを環境公害に対する基本的な考え方として認識し、行っているところでございます。

これまでの具体的な取り組みに関しましては、議員お示しいただきました宇津戸地区の悪臭公害の部分でございますが、平成20年8月には養豚・養鶏業者に対し改善勧告を行い改善を強く求め、その後も毎年、地元公害対策委員会定例会に出席し、地元の皆様の声をお聞きする中で、事業者への改善指導に取り組んできたところでございます。また近年、令和元年度には、悪臭防止法に基づく改善勧告を行い、現在では、改善勧告に伴い提出された改善計画の着実な履行に向けて進捗状況の確認及び指導を行っているところでございます。

その他多くの環境問題ございますけれども、環境公害に対する基本的な考え方を踏まえる中で、事業者への指導等をしっかり行っているところでございます。今後ともそういった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）いろいろ説明をしていただきましたが、考え方、私が聞

きたかった考え方というよりも、どちらかと言うと作業手順的なことを説明いただいたのかなというふうな感じで受けております。私が聞きたい本当の考え方というのは公害が発生したときにその問題に対してどのように取り組むのか。要は解決しようとして取り組むのか、あるいは指導することが目的なのか。そのあたりの考え方を明確に聞きたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。先程町長が申し上げました基本的な考え方というのは、そうした苦情申し立てが起こった、そうした情報が入った場合の流れということでございますけれども、今、議員ご指摘ございましたように、解決に向けて取り組むのか。それとも一連の流れの中で行政としてそのマニュアルのなかでやっているだけなのかということであったかと思っておりますけれども、当然、これは解決ということを目指して取り組むと。その基本的な姿勢は変わっておりません。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 改善計画を今、進めているというふうなお話しでしたが、では解決時期はいつ頃のご予定か、教えていただけますか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。この改善計画につきましては、令和5年3月末。それぞれの事業場によって臭気が異なってまいりますけれども、最短で令和5年3月末、続いて令和5年9月末、そして最後は令和5年12月末という設定になっております。このそれぞれの改善計画というものが着実に履行されることによって一定の改善というものが図られる、そのようには考えております。

ただ地域住民の方は1日でも早い解決を望んでおられます。それが非常に長引いているということについてはですね、非常に担当課としても重く受け止めておるところでございます。こうした状況が1日でも早い改善、解決に向けて

ですね、この改善計画だけをみるのではなくてですね、事業者のそれにプラスアルファした取り組み、そうしたことも促しますし、町としてよりの絞った指導ができないか、そうした点につきましても急ぎ検討を進めているところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）令和5年12月末までの計画ということですが、一定の基準というのはどのような基準でしょうか。

○町民課長（道添 毅）議長。

○議長（米重典子）町民課長。

○町民課長（道添 毅）これは臭気規制数値というものが定められておまして、これが臭気指数15というのがひとつの基準となっております。この15以下というのが常にそういう状態になるというのが、まずひとつの目安になろうと思います。当然これが0というのが最も望ましいことではありますけれども、まずはこの15以下、これが常に達成される。そうした状況を目指しているということでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）臭気指数15を下回るというのは今でもときどきありますよね。ですからそれで改善するというのはちょっと難しいかなと。実際、地元の方のお話を聞くと、やはり15が10程度に下がってもやはり変わらないんだというご意見をいただきました。ですからもう少し下げた形で設定を持っていかないとだめだというふうに思っております。

この次の計画もまだあるんでしょうか。

○町民課長（道添 毅）議長。

○議長（米重典子）町民課長。

○町民課長（道添 毅）この次の計画というのはございません。

▼【向谷議員：「ございません？」】

○町民課長（道添 毅）はい、ございません。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） そこはちょっとおかしいのではないですかね。臭気公害を無くすための改善計画ですから最終的にその目標がそっちにいてないとおかしいと思いますよ。段階的にやっていく。第1段階で、3段階のうちの今1段階で、次は2段階というんだったらわかりますけど、今、たちまちそれだと。それでは解決には程遠いという話ということになりますよ。たとえば執行部の方でも何々をするのに5カ年計画、何年、何年、最終的にその目標達成。それが目標ですよ。今回の目標は臭気を限りなくなくすることが目標ですから、そのための取り組みとして今では不十分ではないですか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えします。この改善計画というのは事業者が作成されたものです。あくまでも町としては今の悪臭公害、この状況を改善するための勧告を行ったと。その勧告に対して事業者としてこういう改善を進めていきますというのが町のほうへ提出されたというものでございます。

したがいまして先程申し上げました臭気の中で期間設定がされておりますので、その中で計画にそって事業者で今、主体的に取り組みがなされていると、そういう状況でございます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 状況はわかります。ですが、それでは足りないということです。最終的な解決に持っていくための指導でないといけないということです。そうしたらどういふことをしなくてはいけないかというのは、また違う計画が必要ではないかなというふうには感じております。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 今の段階ではですね、当然、この改善勧告の中で施設の運用改善でありますとか、排出防止設備の改良、3つの項目を掲げてですね、それに対して事業者の具体的な改善対策というものを求めた。それに対してこういうふうに行っていきますという計画が提出され、今、それに基づいて

さまざまな対策が実施をされているという状況です。勿論 15 以下になればもういいんだという町としても考えは持っておりません。ただ基準としてまず 15 以下を常に下回る、そういう状況をまずは発現させなければならない。そういうなかでの改善計画ということでございます。まずはこの計画の着実な履行というものをですね、しっかり町としてもその進捗状況を確認しながら、それに沿った指導というものを行ってまいりたいと考えております。

○5 番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5 番 向谷伸二議員。

○5 番（向谷伸二）では 2 番目の項目の具体的取組みに対する成果は。これについてお願いします。

○町民課長（道添 毅）議長。

○議長（米重典子）町民課長。

○町民課長（道添 毅）それでは 2 点目の「具体的取組みに対する成果は」についてのご質問にお答えいたします。

宇津戸地区悪臭公害につきましては、令和 5 年 3 月末等を終期とする改善計画に基づき畜舎の解体・更新や細霧化工事等の対策が進行中でございます。そのため、現段階において、明確に悪臭公害の改善が確認できる状況ではございませんが、計画に定めております各種工事等を適切に実施され、具体的な成果が現れるよう、進捗状況の確認及び指導を継続して行っている所存でございます。

その他の環境問題につきましても、明確に改善が確認できる状況には至っていないと認識しております。引き続き事業者が実施する環境改善対策の動向を注視しながら、地元の意見・要望をお聞きする中で、必要な指導等を行ってまいっている所存でございます。

○5 番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5 番 向谷伸二議員。

○5 番（向谷伸二）先ほど来お話しをさせていただいておりますので、これはもう結構です。

3 番目の環境問題が長期にわたり解決できずにいる理由とはについてお伺いいたします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 3点目の「環境問題が長期にわたり解決できずにいる理由とは」についてのご質問についてお答えいたします。

環境問題への対策につきましては、その起因者である事業者が自らの責任において解決に向けた努力を尽くしていただくことが必要でございます。

大規模投資による抜本的な改善対策が講じられないことが環境問題の長期化の要因の一つと考えられますが、町といたしましては、粘り強く解決に向けた指導を行い、事業者の継続的な改善対策を促してまいり所存でございます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 今の説明ですと、ひとつ目として起因者である事業者の解決に向けた努力が足りないと。2つ目に事業者が大規模投資による抜本的な改善対策が講じられないという説明でした。指導する立場でありますから行政側に責任はないと。要はすべて事業者の責任であるというふうな考えでおられるのでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） この問題解決にあたってはですね、やはり先程答弁申し上げましたように事業者の努力、これが非常に重要だというふうには考えております。

ただ町としても指導等行っているわけでございますけれども、今現在、検討しておりますのが臭気ですね、見える化というものが図れないかという視点で検討を行っております。デジタル技術を活用した中でですね、この臭気問題、この指導についてもですね、もう少し焦点を絞った、的を絞った指導ができないか、そのように町としても考えております。そういう指導についてもしつかり町として本当に効果のある指導というものに向けた努力を行ってまいりたいと考えております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） いろいろ考えていただいているみたいで引き続きよろしく
お願いいたします。

ただ先程の話に戻りますが、事業者には責任があるというのは当然のことです。これはもう認めます。ですが、行政側の対応にも多少問題があるのではないかなという考えを私は持っています。たとえば行政の中に産業振興課というのがございますよね。産業振興はたいへん重要で、畜産もそのなかのひとつで、畜産振興及び拡大という形で進められておられます。ではそのときに振興を進めたら同時に環境問題が発生するということは予想されていないのでしょうか。産業振興課長にお尋ねします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。産業振興部門といたしましてはですね、町の主要な産業であります農業の中の畜産部門、これは産業としてもですね、大きな部分を占めているものでございます。ご質問にありましたそういった畜産の事業のですね、スタート、いわゆるそういった事業開始にあたってそういった臭気の問題が発生するのは当然わかっていることではないかということであるかと思っております。

これにつきましては、当然ですね、そういった畜産事業におきましてはですね、いわゆる畜産にあたる牛であったり、豚であったり、そういったものを当然、飼養します。飼いますので、それに伴う堆肥の問題とか、そういったことは当然起きてくることは想像できるものでございます。これにつきましては、特に大規模でやられるそういった事業者様におきましては堆肥の処理につきましてもですね、当初の段階で処理につきましては、処理方法、そういったことにつきましては計画を立ててですね、準備をされます。臭気を0にする計画というのは難しいところがあると考えておりますが、当然、そういった対策をしながら準備をされてまいりますので、そういったことは産業振興課としても認識しておりますし、事業者様も認識して事業をスタートされるし、ということでは当然だというふうに考えているところでございます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 現在の技術を持ってしてもなかなか臭気を取るというのは非常に難しいというふうに畜産関係者の方からもお聞きしております。もし仮に本当にとろうと思ったら大規模投資、何億、何十億というような投資が必要になるからそれはできないという話も聞いたことがあります。今鶏舎とか、豚舎にしても、何十年も前から建っておる。その当時で言えば環境問題、悪臭対応に対応できる機器というのは、設備というのはまだまだほとんどなかったというふうに思うんです。とすれば当然、問題は発生するわけですね。ということはやっぱり、産業振興課としても関わりを持つべき部分ではないかというふうな感じはしておりますが、その辺はどうでしょうか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。ご指摘いただきましたようにですね、当然畜産の振興を図る上で併せてそういった環境問題につきましては当然、町全体の重要な課題として捉えて進めていく必要があるものと考えております。そういったなかで当然、産業振興課としましてもですね、振興しながらそれを進めていくわけでございます。そういうことの中で何ができるかということは当然、今までも考えながら振興に取り組んでおるわけでございますし、今後もですね、産業振興の部分で何ができるかということにつきましてはですね、当然考えながら進めていく必要があると考えておるところでございます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 是非ご協力を賜りたいというふうに思っております。

次に4番目、環境公害から町民を解放するためには、事業者支援も必要ではについてお伺いします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 4点目の「環境公害から町民を解放するためには、事業者支援も必要では」のご質問にお答えいたします。

事業者の主体的な改善対策を促進する観点からも事業者支援は有効と認識し

ておりますが、町民課といたしましては、地域住民の視点での解決、つまり事業の継続如何にかかわらない解決を求めているところでございまして、事業を継続していくための事業者支援は困難と考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）町民課としては指導する立場だから、支援はできないと、難しいというお答えでした。それはそれで理解できます。ただ、前回もお話をさせていただきました、微生物活性剤の話をしていただきましたけれども、その後養豚業者様、養鶏業者様の方とお話をする機会をいただきました、もし効果があるのであればやってみられたらどうですかという提案をさせていただいて、2業者の方が積極的にじゃあ、やってみようということで、試験導入をしていただいている途中でございます。そのときに話をいろいろさせていただいたときに、今の時代でもあるし、環境問題にほんとは抜本的に力を入れていきたいんだということをはっきりとおっしゃられました。

しかしぎりぎりの経営状況でなかなか大規模投資というのは本当言ってできないんだというような声もいただきました。本来悪臭の原因元である事業者が全面的にやる、これは勿論私もその考えではおりますが、実際に戦争のこともあり、飼料の高騰はたいへんな値上がりですよね。燃料費であるとか、さまざまなものが上がって経営を圧迫している。これも事実です。たとえば、卵をひとつ例にとってみても特売している卵は1個10円です。全部抜いても10円という話です。もう1円とか2円とかいう利益の世界だというふうにお聞きしましたけれども、実際に物の物価が上がっても生産現場では物が高く売れてないというのが実情なんですね。ですからたいへん厳しいという経営状況にあるということだけは、やはりみてあげないといけない部分ではないかなというふうに思います。先程産業振興課のことをお話しをさせていただきましたけれども、産業振興する上で環境問題というのはやはり切っても切れないものだというふうに考えます。町民課ではできなくても、産業振興課で振興するための対策費という形で考えていただければ何らかの方法があるのではないかというふうに考えますがいかがでしょうか。

○産業振興課長（山口 徹）議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。まず畜産の産業につきましてはですね、先程来答弁させていただきましたように、環境問題については産業振興課としても当然、知らないよということではない。そこはひとつの課題としてですね、捉えながら、産業振興を行っていく必要があるというのは受け止めているところでございますし、そういう形で考えているところでもございます。

ただし事業としてですね、具体的にどういった事業が一番適切かというのはいろいろあると思っておりますが、環境問題に対する事業ということになりますと、なかなか産業振興部門でも難しい点があるんじゃないかと思えます。まずその理由といたしましては、すべての事業を今、手元に持ってきておるわけではありませんし、国の中にまた可能性のある事業がないとも今、申すわけではございませんが、現状で把握している中での事業と申しますと、振興部門といたしましては、必ずいわゆる生産の拡大とか、増棟、そういったですね、振興経営者様が事業を振興していくための計画というのが必要になってまいります。そうなりますと当然、それに見合った頭数であったり、鶏であったら羽数であったり、そういった形でですね、そういった数が増えてくる可能性を十分考えられるものでございます。そういった事業を拡大しながらですね、新たな機械なり、技術を導入していくというのが、今の特に国費を使われる場合が多いわけではございますが、事業の、補助事業の内容となっているものでございます。

そういったところをですね、産業振興課の事業の推進としてもですね、そこをなしに環境のみという事業はなかなか難しいのが現状でございます。そういったのが現状でございますので、私の知らない事業も当然あるわけではございます。そういったところが果たしてどこまであるのかということは持ち帰りですね、検討させていただく部分はあるかと思えますが、なかなか環境のみのことに対して補助事業を使うというのは難しいんじゃないかと考えております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 町として考えていただけたらと思います。勿論国の予算

を使うということも大切ですから、勿論しっかり調べていただいて、じゃあ、そのほかに町でできることは何かということも考えていただければと。まず考えていただくことが重要というふうに思います。前に1歩進んでいただくことが重要というふうに考えております。

では次に5番目に環境改善に係る審議部門を設け、認定事業に関して補助金支援を行ってはについてお伺いします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 5点目の「環境改善に係る審議部門を設け、認定事業に関して補助金支援を行っては」のご質問についてお答えいたします。

このことにつきましては、先ほどの答弁で申しましたとおり、公害担当課である町民課といたしましては、事業を継続していくための事業者支援は困難と考えております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） なかなかすれ違いのままではございますが、今回提案をさせていただいているのは事業者を助けるのが目的ではありません。困っている町民を助けるための支援ということで考えていただきたいと思います。そのために何をどうやったらそこら辺が捻出できるのか、提案できるのか、そのあたりをしっかりとご検討いただきたいと思いますというふうに思います。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 町民課といたしましては、地域住民の生活環境が損なわれている事態、これを除去する。言い換えるならばよりよい環境の確保ということになろうと思いますけれども、そうしたあくまでも地域住民の視点、立場に立って、業者への改善を求めているというところでございます。先程申し上げましたんですけれども、町民課として今、指導等行っておりますけれども、そのなかでよりの的を絞った形です、指導することによってこの改善に向けての効果というものを早期発現を実現したいと。そういうところで今、急ぎ検討を行っているところでございます。繰り返しになりますけれども、町民

課といたしましては地域住民の視点に立って1日でも早いこの改善の実現というものを目指してですね、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） よろしくお願ひいたします。本来、環境問題が発生する恐れがある事案であるならば、本来事前に事業者と、町民と、行政が共存共栄できる方法をしっかり話し合った上で、納得した上で前に進めると。このことがたいへん重要だと思いますので、今後環境問題を極力発生させないためにもそういった視点をしっかり持っていてやっていただきたい。従来からもう進行中の事に対しては、先程から何度もお願ひしてはいますが、何らかの形の支援をお願ひできないかなというふうに考えております。

では次に、有機農業・環境配慮型畜産業への投資で、町のブランド化を図っては についてお伺ひします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。6点目の「有機農業・環境配慮型畜産業への投資で、町のブランド化を図っては」についてでございます。

昨年度、国が、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するという「みどりの食料システム戦略」を示したところでございます。この中で、有機農業の取り組み推進や、化学農薬・化学肥料の使用量の低減を進める地域への支援が始まったところでございます。

町内でも既に進められております、養鶏事業者と農業法人によります耕畜連携の取り組みや、国の環境保全型農業直接支払交付金を活用されている事例を参考にしながら、新たな「みどりの食料システム戦略」にも対応した施策を町としても進めてまいりたいと考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 「みどりの食料システム戦略」については同僚議員からも何度もお話しが出ておりますので中身についてはあれですけれども、この戦

略では大規模農家に対してはいわゆる有効かもしれませんが、小さな農家まで助けることになるというふうには、ちょっと思いづらいのですが、小さな農家が今後も耕作し続けることができる、そのための方策を考える必要があると思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。この「みどりの食料システム戦略」、今、国からですね、概要と言いますか、大きな中での説明がなされているところでございます。先程の答弁にも申しましたように、化学肥料、化学農薬をですね、削減しながら有機農業を進めていくという、環境に優しい農業ということを目的としたものでございます。これを取り組んでいただく農業者様においてはですね、確かにスマート農業、ドローンを使ったですね、農薬散布、先程も答弁させていただきましたが、そういったような形で取り組んでいただくという手法等は示されているところでございます。ご質問にあります小規模農家様におきまして、それをどうやってこの戦略にのっていくかということでございますが、まだ細かい具体的なところがあまり示されていない部分がありますので、そこらを今後見ながら町としても考えていく必要があるかと思いますが、ひとつこの目的というのがですね、環境に優しい農業ということでございますので、農業者皆様にこういった方向性を持って今後取り組んでいただきたいという国の方針でもございます。

町としてもですね、具体的に小規模農家様にこの方法でというものはですね、まだ打ち出しておりませんが、今後ですね、国の施策をみながらこういった形ですべての農業者様にこういった環境に優しい農業が取り組んでいけるかということについては、今後しっかり考えてまいりたいと思っております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 先程からブランドという話も出ておりましたけれども、世羅では米であるとか、ワインであるとかいろいろありますけど、ブランドという意味というか、ブランド化する目的というか、それを教えていただけますか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。ブランドということになりますと、産業振興課のみではない部分も多くあるかと思えます。と言いますが、産業振興課といたしましては農作物をですね、如何に高い値段で取り引きをしていくかということ、そのためにどういった作物を生産していくかという部分に関わってまいります。ですから、実際ブランド化の必要性というのですね、農家の収益を上げていくためにどういった高収益の作物を植えていくかという点についてブランド化が必要というふうに捉えておるところでございます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） すべてではありませんが、おっしゃるとおり収益を上げるというのが大きな目的にひとつだというふうに思っております。やはりブランド化に成功すれば、農家の方の収入自体が増えるという可能性があります。農業が衰退しているひとつの理由が儲からないと。労力を投入しても儲からない。儲からないから力も入らない、元気もでないということですよ。儲かる農業というのをやっていく必要があるんだと思います。

一方で大規模化という形で、省力化という形での収益増、これがひとつですよ。もう片方が小さな農家でもできるブランド化。これは小さな農家に適しているというふうに私は思っています。ですから、たとえば今回のみどりの分でも有機栽培の面積を25%というのは大風呂敷だなというふうに思いましたけれども、完全有機ではない有機の農業のことだと思うんですよ。農薬をできるだけ減らして鶏糞であるとか、有機物をまいて生産を上げる。今ちょうど堆肥等の問題もありますし、化学肥料の問題もありますし、環境問題という問題もありますし、その辺を全部合わせたら有機栽培というところに行きついたのではないかなとみておりますが、やっぱりブランド化、ブランド化というのは商品のたとえば米というブランド化もあると思いますけれども、イメージ戦略だと思うんですよ、ブランドというのは。ここのは美味しいであるとか、ここのはかっこいいであるとか、これは身体にいいであるとか、総称的な部分のブラ

ンドというのは絶対必要だと。それが今で言えば、環境であったり、有機であったり。その部分をどうやって広く知らしめるか。そこがブランド化につながると思うんですよね。ですからそういったことに対して、機械だけに補助をすとか、今の国からの補助でしたら、どうしてもそういったところに補助がいきますけど、そうではなくて、小さな農家ができる有機栽培であったり、ブランド化であったり、その小さなところをしっかりと支援するということがほんとは大切だと思うんですよ。では有機栽培農家の数を今は15しかおられないけれども、これを60まで持っていきこうと。もうこうなったらブランド化になります。有機栽培の町として。そこに持っていく手立てを考える必要があるんです。そうすることによって小さな農家も収益を上げることができる。収益が上がれば子どもさんが帰ってこれるんですよ。Uターンができるんですよ。それが人口増というか、そっちにつなげていける方法のひとつだと思うんですよ。それを目的のために町はどこにどれくらい何を何に対して支援するか。

その人達がたとえば農業を始めます。始める前は、ファーマーだ、こういったいろんな支援ありますよと。じゃあ、実際に始めたあと、あと、支援してますか。支援してないでしょ、たぶん。あとは頼みますよ、お願いしますよだと思いますよ。本当に大切なのは始めてからだと思うんですよ。始めてからその人達が継続的にそこで農業ができる。世羅ブランドを作り上げてもらえる、その支援をするのが町だと思うんです。そののそこをまちがわずにやっていただきたいと。そうするとほんとにブランド化というのができる可能性がある。是非支援の在り方を検討していただきたい。

国策にのってやるのもひとつですけど、国策にのってやるのは全国どこでもやっていますから。ここだけじゃないですから。それで勝てるとか、うまくいくとかそんな訳ないですから。ここ世羅町独自の考えを持ってやらないと絶対に生き残れませんから、しっかりその部分を考えて計画を立てていただきたいというふうに、このように思いますので、よろしくお願いします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 5番向谷議員からのご質問に私よりお答えをさせていただきます。議員からのこの1項目目の質問に際しましては、大きく環境問題

からご指摘をいただき、そしてその環境問題を通してですね、この後の世羅町の農業のブランド化についてもご示唆をいただいたところでございます。

大きく世の中取り巻く現在の課題としまして脱炭素、そして2050年にはゼロエミッション、ごみを0にして行こうという大きな潮流がございます。それはしっかりとこれは世界的に、私ども受けとめていかなければならない課題でもございますが、その中で個別のいろいろな問題、課題はあるにしましても臭気やその他大気汚染、捉われませず環境につながることにですね、それをしっかりと推し進められるところに対してはその支援をしっかりとしていくべきではなかろうかと、そういったご示唆もいただいたところでございます。それは課題として受け止め、検討していくものだとして受け止めさせていただいているところでもございます。

また「みどりの食料システム戦略」についても触れていただいたところでございます。その戦略におきまして2050年までに目指す姿の環境保全の中の3項目の2つに化学肥料と有機農業の部分が触れてあるところでもございます。化学肥料を減らし、そして有機の材料を投入をしていくといったところは小さな農業規模でありましても実現をしていけるところでもございます。その付加価値によってブランド化の歩みを取りつつ、地場ですぐれたものができ、評判もいただくことができれば、近い範囲でそれを消費し、購入していただく機運が高まると思っております。

フードマイレージ、輸送費に関わるそういったコスト等も縮減できますでしょうし、地産地消が推進されれば、自給率についてもそれは影響を受け改善の余地もあるというふうにも捉えるところでもございます。

目指していく形、町内におきましてはいろいろな類型がございますけれども、高効率によって収益を上げていく部分と高付加価値によって収益を求めていく部分、そういったところをしっかりと受け止め、見定めながらご意見を頂戴をしつつ、今後の農業施策にも展開し、環境問題に寄与することが必要ではなかろうかと受け止めた次第でございます。今後とも施策に考慮点としてご意見を賜りまして進めてまいりたい存じます。

○議長（米重典子） 次に 「広島広域都市圏ポイント「としポ」の活用は」

5番 向谷 伸二議員。

○5番（向谷伸二） はい。

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） それでは次の項目、広島広域都市圏ポイント「としポ」の活用はについてお伺いします。

この「としポ」というのは、広島市の都心部から概ね60km圏内の28の市町で構成されたエリア、広島広域都市圏で導入している地域共通ポイント制度それが「としポ」でございます。これは参加している市町で共通に使えるポイント制度で、県内全域での経済活動活性化と交流の広域化等を図ることなどを目的としています。

本日お持ちした資料ですが、こちら、「としポ」と上に書いてあります。木とビルが書いてございます。いわゆる町といわゆる中山間地域、そういったところのつなぎ役というような形での「としポ」というのがあります。このロゴマークを世羅町出身で、広島情報ITクリエイター専門学校の古川未来さんが考案され、昨年11月12月の審査で見事最高得点を獲得され、この「としポ」のロゴマークとして採用されました。

「としポ」の特徴は、加盟店の買い物のほかに、行政や企業等のイベント参加やボランティア活動でもポイントが貯まり、そのポイントは1ポイント1円の価値として、加盟店での買い物やサービスとの交換、公益的団体への寄付にも使えます。今後、健康増進など更なる普及策が検討されています。

今後、世羅町におかれましても生活を支える上で、町民のボランティア支援といったことも必要になってくるかと思われまします。現在、企画課で準備が進められている、互助輸送推進事業がそれに当たるのではないかというふうに思っております。

たとえば、ボランティア活動に参加された方にポイントを付与し、将来ご自身が支援を受ける時にそのポイントが使える制度にするとか、健康増進イベントの参加率アップに利用するなど、さまざまな活用法が考えられます。

ただ広島広域都市圏に世羅町も一応参加はしておりますが、実際は広島市近郊でしか普及していないのが現状であります。ただこれをそのまま使うというための提案ではございませんで、こういった形でポイント制度を利用されてい

るということもあるんだということを今回出させてもらうことで、町民同士が支援活動を広げる上で、このような制度を活用していくことができないかなというふうな形をご提案したいなということで今回ご紹介をさせていただきました。これに関して（１）としてこの「としポ」の活用についてはどのようなお考えをお持ちか伺いたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 向谷伸二議員の２問目でございます「広島広域都市圏ポイント「としポ」の活用は」についてのご質問いただきました。

広島広域都市圏、ご存じいただきますように広島市を中心とした地域でさまざまな活動を行ってございます。Web会議等で行うことがここ２年位は多かったわけですが、神楽であったり、お酒であったり、さまざまな取り組みをする中に、今、世羅町からもですね、若手職員を参加させてですね、さまざまな活動、どういものがそれぞれ市町にとって有効であろうかというものを若い世代が考えてくれているようなこともございます。この「としポ」の活用についてもですね、そういった多くの方々にどれだけご利用いただけるものになるのかという、先程は広島市近郊に店舗を構えるところが利用可能ということがありましたけれども、このなかで説明いただきましたように、ボランティアの部分がですね、しっかりそういったお金というよりもですね、そういった気持ちを大切に意味においてですね、たいへん有効なポイント制度になるのかなと感じているところでございます。

この「としポ」は、平成30年10月から運用がスタートしてございます。この圏内の経済活動の活性化、また住民の地域活動の活性化を図ることが目的となっていてございまして、圏域内の人口減少の抑制並びに圏域の発展につなげるということを目指とされているところでございます。

従来のICカードに加えまして、昨年7月には携帯のアプリ導入が行われ、利便性が向上するとともに、アプリ利用者にはダイレクトに情報発信ができるようになりました。効果的な広告宣伝ツールとしての活用もできるようになっているところでございます。

本町におきましては、更なる加盟店の拡大と加入者の増加が進むようにです

ね、取り組みも進めたいところでございますが、先程ありましたような自治活動であったり、さまざまな互助輸送推進事業ですか、そういったところもそういったポイント付与につながるようになったらどうかというご提案をいただいたところでございます。今回この「としポ」をひとつ例に挙げていただきましたけれども、世羅町に有効なそういった活動に寄与するようなポイント制度というの、これまで健康ポイント事業もやりましたけれども、なかなか普及には、なかなかすぐには至らなかった部分もありますので、いろいろとなかで検討行いながら、担当課といろいろ話をしていければと考えているところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）住民同士が助けあう、そのためのひとつのツールとして使っていただけたらたいへん有効なものになるのではないかなど。将来長く見据えた状態での活用というのをご検討いただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。これで私の質問は以上で終わります。

○町長（奥田正和）はい。

○議長（米重典子）町長。

○町長（奥田正和）ありがとうございました。実際ポイント付与の部分においてはさまざまな事業者が行われている状況です。これは商業活動によるものが多くございますけれども、やはりこういったボランティア、いわゆる住民同士の助け合いといった部分に付与するポイント等も有効なものになると思います。制度設計には時間もかかりますし、内容等さまざまに精査をする中でですね、もし世羅町にやるとすれば、どんなものが良いか、さまざまなことも考えながら前に進めていければと思います。

○議長（米重典子）以上で、5番 向谷 伸二議員 の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は、終了しました。

本日は、これで「散会」します。

次回の本会議は、6月3日 午前9時 から「開会」いたしますので、ご参

集願います。

(起立・礼)

散 会 14時00分

(起立・礼)

閉 会 16時28分